

阿蘇中部 3 町村合併にかかる 阿蘇市建設計画

緑いきづく火の神の里

～ 豊かな自然と笑顔あふれる

国際環境観光都市を目指して～

平成 1 6 年 3 月

阿蘇中部 3 町村合併協議会

目 次

序章 計画策定の方針	1
1 . 計画の趣旨	1
2 . 計画の構成	1
3 . 計画の期間	1
4 . 行財政運営の基本方針	1
第1章 新市の概況	2
1 . 位置と地勢	2
2 . 人口と世帯	3
3 . 阿蘇中部3町村の紹介	7
第2章 阿蘇中部3町村の合併の必要性	8
第3章 新市建設の基本方針	10
1 . 将来像	10
2 . 土地利用の方針	12
3 . 主要指標の見通し	14
第4章 基本施策	15
1 . 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり	17
2 . 元気あふれる産業の育成	20
3 . 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり	27
4 . 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり	30
5 . 安心して暮らせる快適なまちづくり	31
6 . 個性あふれる生涯学習都市づくり	39
7 . 住民参加による自立したまちづくりの推進	44
第5章 重点プロジェクト	47
第6章 新市における県事業の推進	50
1 . 特色を活かした活力ある地域産業づくり	50
2 . 地域資源を活かした観光地づくり	51
3 . 安全・安心な地域社会づくり	51
第7章 公共施設の適正配置と整備	53
第8章 財政計画	54

序章 計画策定の方針

1．計画の趣旨

本計画は、一の宮町、阿蘇町、波野村の合併後の新市を建設していくにあたり、その基本方針を定め、基本施策等を策定してその実現を図ることにより、3町村の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

策定にあたっては、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき本計画を作成します。

2．計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成しています。

3．計画の期間

本計画の計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4．行財政運営の基本方針

住民に身近な行政サービスについて、地域の創意工夫を凝らした施策を立案し、自ら決定し、自らその責任を負う、地方分権に対応できる基礎的自治体として、住民とのパートナーシップのもと、行財政基盤の確立を図るため、政策評価を導入するとともに、情報公開を徹底し、透明性の高い行財政運営に努め、施策の重点化、効率化を進めます。

また、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、人材育成計画を策定し、専門知識を有する職員の育成等職員の資質の向上を図るとともに、職員の適正配置や行財政運営に支障のない範囲での定数削減に努め、組織の効率化を進めます。

さらに、ITの活用によるサービスの向上と省力化を進めるとともに、業務のアウトソーシングによる民間活力の導入を図り、自主財源の確保と合わせて、財政の健全化に努めます。

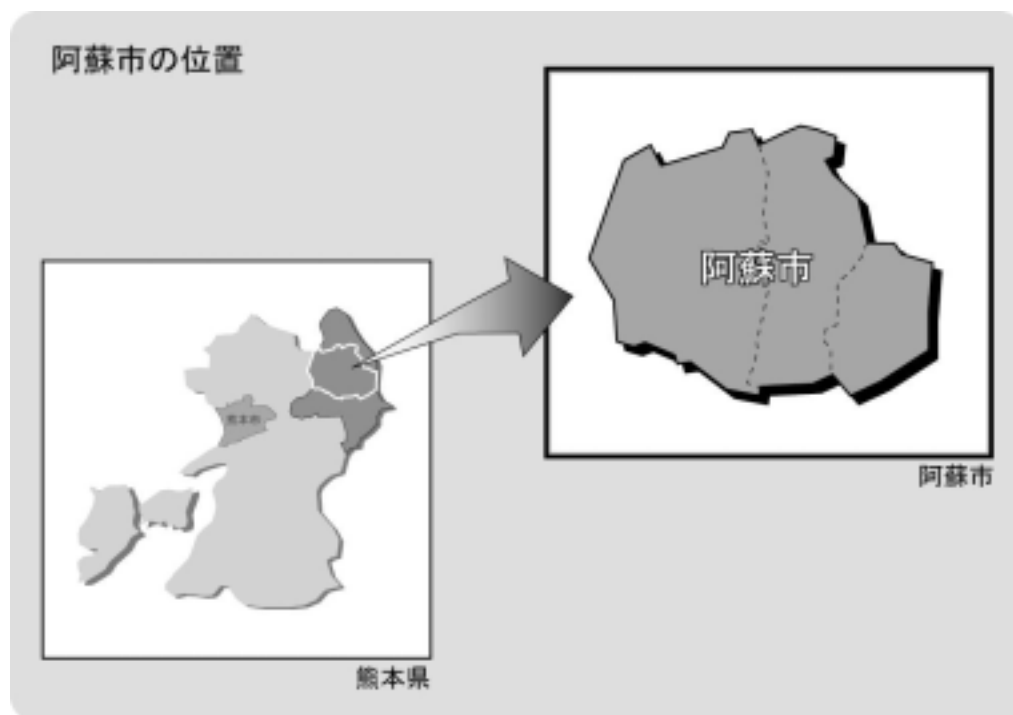
第1章 新市の概況

1. 位置と地勢

新市は、阿蘇郡のほぼ中央に位置し、北に南小国町・産山村・大分県上津江村、南に阿蘇山を挟んで長陽村・白水村・高森町、西に菊池市・旭志村・大津町、東に大分県竹田市・荻町が隣接しています。新市の規模は、東西約 30km、南北約 17km で、面積は約 376km² となります。

新市の地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と起伏に富み傾斜地の多い阿蘇外輪地域で形成されています。また、同地域は阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、ハナシノブやスズランなど阿蘇特有の希少な植物が自生するなど、自然資源が大変豊富です。

気候は、年平均気温が約 13℃ で、年間降水量は約 3,000mm です。四季を通じて比較的冷涼で多雨な地域であるため、平坦地では稲作を中心とした農業が盛んで、また、山間地では高冷地野菜づくりが取り組まれています。



2 . 人口と世帯

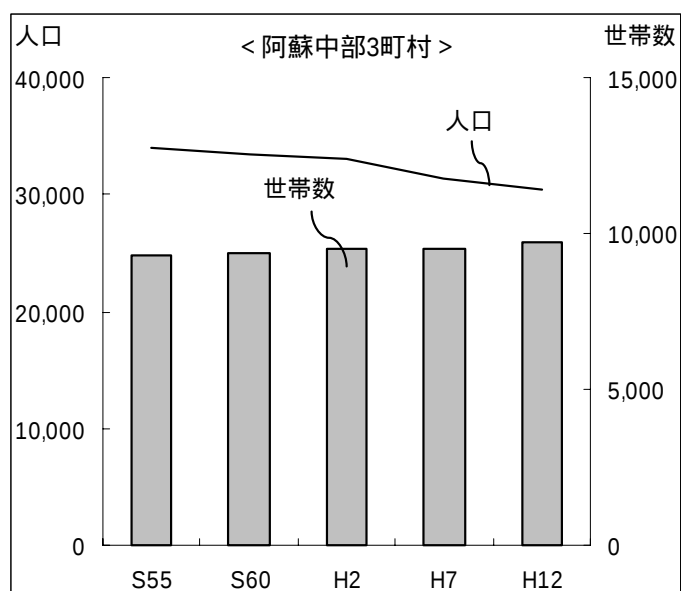
1) 総人口と世帯数

平成 12 年国勢調査による一の宮町、阿蘇町、波野村の阿蘇中部 3 町村の人口の合計は、30,457 人です。昭和 55 年からの推移を見ると、3 町村それぞれの人口は減少傾向にあり、昭和 55 年から平成 12 年にかけて合計で約 3,547 人が減少しています。

世帯数については、阿蘇中部 3 町村の合計は 9,734 世帯です。昭和 55 年から平成 12 年にかけて 467 世帯増加しています。

人口	(人)				
	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2
阿蘇郡計	84,615	83,404	80,697	78,041	76,024
中部 3 町村	34,004	33,504	33,018	31,364	30,457
一の宮町	11,150	11,089	10,700	10,351	10,054
阿蘇町	20,655	20,328	19,876	19,190	18,667
波野村	2,199	2,087	2,442	1,823	1,736

世帯	(世帯)				
	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2
阿蘇郡計	23,019	23,259	23,153	24,014	24,683
中部 3 町村	9,267	9,391	9,477	9,522	9,734
一の宮町	3,079	3,153	3,134	3,190	3,253
阿蘇町	5,631	5,688	5,799	5,801	5,962
波野村	557	550	544	531	519



資料：国勢調査

2) 年齢別人口

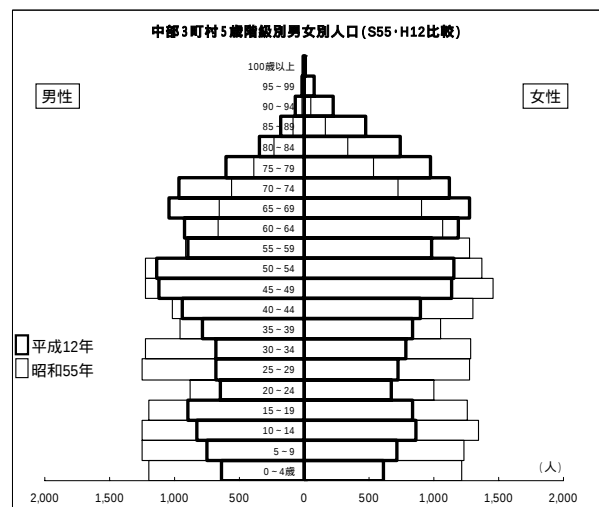
年齢別に人口を見ると、平成12年における0～14歳の年少人口は4,409人で全体の14.5%です。15～64歳の生産年齢人口は17,915人で全体の58.8%、65歳以上の老年人口は8,133人で全体の26.7%です。

年齢別人口について昭和55年と平成12年を比較すると、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加が顕著で、少子高齢化が進行しています。

特に老年人口割合の推移を見ると平成12年は26.7%で、昭和55年から13.5ポイント増加しており、急激に高齢化が進んでいるといえます。

5歳階級別男女別人口（平成12年）

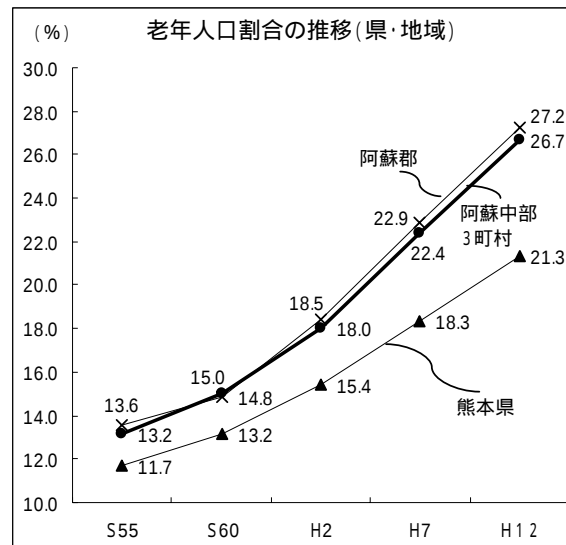
	平成12年					
	実数			構成比		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	30,457	14,169	16,288	100.0	100.0	100.0
0～4歳	1,253	638	615	4.1	4.5	3.8
5～9	1,465	753	712	4.8	5.3	4.4
10～14	1,691	825	866	5.6	5.8	5.3
15～19	1,730	893	837	5.7	6.3	5.1
20～24	1,322	650	672	4.3	4.6	4.1
25～29	1,410	684	726	4.6	4.8	4.5
30～34	1,465	684	781	4.8	4.8	4.8
35～39	1,619	781	838	5.3	5.5	5.1
40～44	1,831	937	894	6.0	6.6	5.5
45～49	2,259	1,124	1,135	7.4	7.9	7.0
50～54	2,293	1,141	1,152	7.5	8.1	7.1
55～59	1,875	896	979	6.2	6.3	6.0
60～64	2,111	924	1,187	6.9	6.5	7.3
65～69	2,321	1,045	1,276	7.6	7.4	7.8
70～74	2,086	963	1,123	6.8	6.8	6.9
75～79	1,583	607	976	5.2	4.3	6.0
80～84	1,088	349	739	3.6	2.5	4.5
85～89	651	180	471	2.1	1.3	2.9
90～94	300	73	227	1.0	0.5	1.4
95～99	89	15	74	0.3	0.1	0.5
100歳以上	15	7	8	0.0	0.0	0.0
15歳未満	4,409	2,216	2,193	14.5	15.6	13.5
15～64歳	17,915	8,714	9,201	58.8	61.5	56.5
65歳以上	8,133	3,239	4,894	26.7	22.9	30.0



資料：国勢調査

老年人口（65歳以上人口）割合の推移

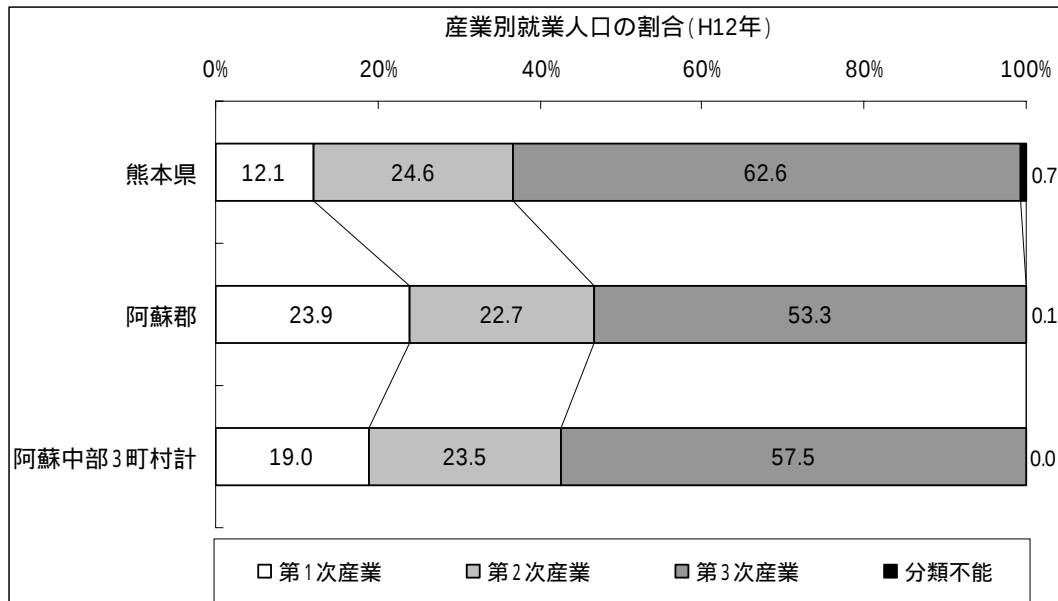
		総人口 (人)	老年人口 (人)	老年人口 割合(%)
熊本県	S55	1,790,327	210,051	11.7
	S60	1,837,747	241,855	13.2
	H2	1,840,326	284,017	15.4
	H7	1,859,793	340,924	18.3
	H12	1,859,344	396,020	21.3
阿蘇郡計	S55	84,615	11,508	13.6
	S60	83,404	12,362	14.8
	H2	80,697	14,890	18.5
	H7	78,041	17,861	22.9
	H12	76,024	20,701	27.2
阿蘇中部 3町村	S55	34,004	4,477	13.2
	S60	33,504	5,039	15.0
	H2	33,018	5,936	18.0
	H7	31,364	7,031	22.4
	H12	30,457	8,133	26.7



資料：国勢調査

3) 就業人口

平成 12 年の阿蘇中部 3 町村合計の産業別就業人口割合は、第 1 次産業が 19.0%、第 2 次産業が 23.5%、第 3 次産業が 57.5%です。同地域の基幹産業である第 1 次産業の人口割合は県平均と比較すると高い割合を示していますが、昭和 60 年からの推移は減少傾向にあります。



産業別就業人口割合

		総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	
			実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)
熊本県	S60	861,973	183,665	21.3	204,850	23.8	472,773	54.8	685	0.08
	H2	872,301	137,097	15.7	222,359	25.5	497,429	57.0	2,276	0.26
	H7	897,965	127,576	14.2	228,691	25.5	539,303	60.1	2,395	0.27
	H12	886,887	107,480	12.1	218,013	24.6	554,938	62.6	6,456	0.73
阿蘇郡	S60	42,356	16,360	38.6	8,157	19.3	18,117	42.8	4	0.01
	H2	41,284	13,441	32.6	9,039	21.9	18,819	45.6	11	0.03
	H7	39,881	10,700	26.8	9,520	23.9	19,642	49.3	19	0.05
	H12	38,816	9,286	23.9	8,819	22.7	20,688	53.3	23	0.06
阿蘇中部 3町村計	S60	16,732	5,250	31.4	3,358	20.1	8,121	48.5	3	0.02
	H2	16,666	4,436	26.6	3,604	21.6	8,619	51.7	7	0.04
	H7	15,888	3,413	21.5	3,732	23.5	8,728	54.9	15	0.09
	H12	15,313	2,910	19.0	3,604	23.5	8,798	57.5	1	0.01
一の宮町	S60	5,311	1,437	27.1	1,137	21.4	2,737	51.5	0	0.00
	H2	5,228	1,236	23.6	1,223	23.4	2,767	52.9	2	0.04
	H7	5,117	1,014	19.8	1,161	22.7	2,937	57.4	5	0.10
	H12	4,937	885	17.9	1,200	24.3	2,852	57.8	0	0.00
阿蘇町	S60	10,266	3,045	29.7	2,113	20.6	5,105	49.7	3	0.03
	H2	10,345	2,546	24.6	2,253	21.8	5,543	53.6	3	0.03
	H7	9,789	1,913	19.5	2,407	24.6	5,460	55.8	9	0.09
	H12	9,444	1,574	16.7	2,261	23.9	5,608	59.4	1	0.01
波野村	S60	1,155	768	66.5	108	9.4	279	24.2	0	0.00
	H2	1,093	654	59.8	128	11.7	309	28.3	2	0.18
	H7	982	486	49.5	164	16.7	331	33.7	1	0.10
	H12	932	451	48.4	143	15.3	338	36.3	0	0.00

資料：国勢調査

4) 観光

熊本県観光統計による県内の地域別観光客数の推移を見ると、阿蘇地域及び小国郷地域は他地域に比べ観光客数が群を抜いて多く、平成14年には1,900万人を超えています。阿蘇地域の中央に位置する阿蘇中部3町村では、県内最大の観光地であることを背景に、阿蘇の豊かな自然や特色ある施設を活用した観光振興を進めていくことが望まれます。

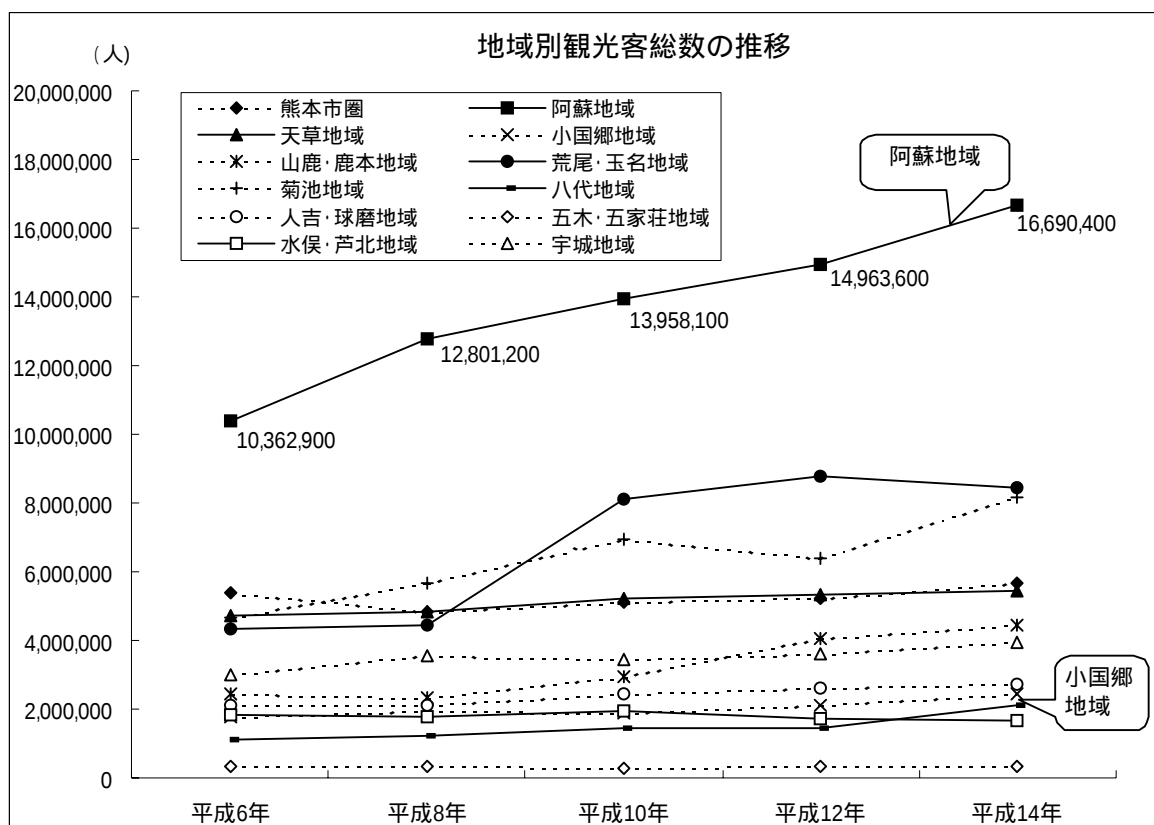
地域別観光客総数の推移

(人)

	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年
熊本市圏	5,396,700	4,815,400	5,094,100	5,215,200	5,691,000
阿蘇地域	10,362,900	12,801,200	13,958,100	14,963,600	16,690,400
天草地域	4,742,900	4,861,000	5,198,900	5,324,200	5,437,200
小国郷地域	1,801,500	1,940,000	1,863,300	2,131,800	2,433,900
山鹿・鹿本地域	2,423,400	2,325,800	2,922,300	4,056,300	4,435,100
荒尾・玉名地域	4,353,900	4,451,800	8,105,400	8,797,200	8,434,200
菊池地域	4,684,700	5,679,800	6,955,300	6,402,500	8,191,500
八代地域	1,110,200	1,218,600	1,426,800	1,448,100	2,107,800
人吉・球磨地域	2,121,900	2,133,900	2,452,600	2,637,500	2,743,300
五木・五家荘地域	326,300	330,300	295,500	342,300	349,600
水俣・芦北地域	1,852,100	1,756,400	1,939,700	1,745,500	1,648,600
宇城地域	3,015,800	3,576,000	3,417,400	3,625,300	3,930,700
計	42,192,300	45,890,200	53,629,400	56,689,500	62,093,300
(外国人客)	(274,302)	(301,653)	(415,018)	(265,816)	(418,082)

注) ()内の外国人客数は、内数である。

資料：熊本県観光統計表



3. 阿蘇中部3町村の紹介

- 1) 一の宮町 面積 105.53 km²
人口 10,054 人 世帯数 3,253 (平成 12 年国勢調査)
町制施行 昭和 29 年 4 月 1 日

一の宮町は農業が基幹産業であり、「うまい米づくり」の推進とともに、トマト、メロン、イチゴなどが生産されています。阿蘇神社には建磐龍命をはじめ 12 柱の神が祭られています。火振り神事や御田植祭りなど「阿蘇の農耕祭事」は現在も行われ、多くの観光客で賑わいます。

また仙酔峡や古墳群などを有し、美しい環境や地域資源を活かしたまちづくりに力を入れ、「明るく」「住みよい」「豊かな」まちづくりを推進しています。

- 2) 阿 蘇 町 面積 : 199.36 km²
人口 : 18,667 人 世帯数 5,962 (平成 12 年国勢調査)
町制施行 : 昭和 29 年 4 月 1 日

阿蘇町は米を中心としてトマトやイチゴ、メロンなどを栽培する複合経営を行っています。また雄大な阿蘇の草資源を活用した阿蘇のあか牛の生産など畜産振興を積極的に進めています。

阿蘇山を中心とした観光振興に加え、阿蘇の火まつりなどの行事が継承され、地域の個性を活かし、環境及び資源を重視した、農・観・商一体となったまちづくりを進めています。

- 3) 波 野 村 面積 : 71.36 km²
人口 : 1,736 人 世帯数 519 (平成 12 年国勢調査)
村制施行 : 明治 22 年 4 月 1 日

波野村は、高冷地の自然条件を活かしたキャベツ、大根、トマト等の野菜に赤牛の生産を併せた複合経営農業と、杉材の生産を主とした林業振興を進めています。

また、地域活性化の活動拠点施設である神楽苑を中心に、神楽による文化振興や都市と農村の交流による地域づくりを進めており、農林業と観光振興に力を注いでいます。

第2章 阿蘇中部3町村の合併の必要性

● 少子高齢化への対応

現在、少子高齢化は急速に進行しており、平成22年には高齢化率は3割を超え、3人に1人は高齢者という状況が予想されます。このことによって、医療費や扶助費が増す一方、税や保険料を負担する生産年齢人口が減少するため、医療や福祉等社会を支える制度の維持が難しくなり、高齢者を支える専門職員の確保も困難になります。

そこで、合併し、総務や企画部門等を集約することで、人員と管理経費を削減し、保健・福祉等の直接的な住民サービス部門に必要な財源と人材を配置することが可能となります。

● 日常生活圏の拡大への対応

3町村は歴史的にも、熊本・大分を結ぶ街道や文化・観光等を通して深い繋がりを築いてきましたが、車社会の進展に合わせ道路網・交通網も整備され、住民の生活圏は飛躍的に拡大しており、住民に最も身近な行政サービスの主体である町村の区域を越えた生活圏となっています。

そこで、合併によって、住民の生活圏に即した基礎的自治体となり、公共施設の相互利用や住民福祉サービス、社会基盤の整備等に広域的な視点から、効率的で効果的な施策展開を図ることができます。

● 多様な行政需要への対応

高齢者福祉や保健・医療の充実、環境問題や雇用問題など、住民の求める行政サービスも多様化していますが、特に小規模町村では、これらのニーズに的確に対応していくことが困難になってきています。

そこで、合併してある程度の規模の自治体となることで、専門知識を有する職員の養成に取り組むことが可能となり、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応することができるようになります。

● 地方分権の推進と行政基盤の強化

地方分権推進一括法が平成12年に施行され、市町村は地域住民の意見をもとに、自己決定・自己責任の原則により、行政サービスの内容を地域の実情に応じて決定できるようになりました。また、国や地方を取り巻く厳しい財政状況の中で強固な行財政基盤の確立が求められています。

そこで、合併により、総務・企画部門等管理部門の集約や公共施設等の効率的な配置と管理・運営により経費を削減し、また、自治体の規模の拡大に伴い、専門職員の養成等人材育成に取り組むことで、行財政基盤の強化充実を図ることができます。

さらに合併に伴う財政支援措置を有効に活用にすることで効果的・効率的なまちづくりを進めることができます。

新市の人口規模



平成12年国勢調査

新市人口

30,457人 9,734世帯

0～14歳	15～64歳	65歳～
4,409人 (14.5%)	17,915人 (58.8%)	8,133人 (26.7%)

産業別就業人口

15歳以上就業者数15,313人(うち、分類不能の産業1人)

第1次産業	第2次産業	第3次産業
2,910人 (19.0%)	3,604人 (23.5%)	8,798人 (57.5%)

(農・林・漁業等) (建設・製造業等) (卸売・小売業、飲食店・サービス業、公務等)

第3章 新市建設の基本方針

1. 将来像

阿蘇中部3町村は、世界最大級のカルデラを有する雄大な阿蘇の自然景観、伸びやかに広がる田園風景、阿蘇神社などの歴史遺産や暮らしに根付いた文化・伝承等、数々の優れた資源に恵まれた地域です。また、阿蘇地域の中心にあって、九州の南北、東西交流の拠点に位置し、県内でも最大の観光入込みを誇っています。

このような阿蘇3町村の地域の優位性をもとに、アンケート調査等による住民意向を踏まえて、新市の将来像を、「**緑いきづく火の神の里～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～**」と設定いたしました。

新市の将来像の実現にあっては、地域の特性を活かしながら、均衡のとれた新しいまちづくりを進めることを施策展開の基本としています。また、基本施策の展開においては、年齢や性別、能力等にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考えを導入します。

新市建設計画の基本施策は、「**阿蘇の自然と共生する環境都市づくり**」「**元気あふれる産業の育成**」「**魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり**」「**笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり**」「**安心して暮らせる快適なまちづくり**」「**個性あふれる生涯学習都市づくり**」「**住民参加による自立したまちづくりの推進**」の7つを新しいまちづくりの基本施策としています。

基本施策と展開の方針は、以下のとおりです。

1. 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

阿蘇の自然と共生する環境都市を目指して、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進めます。

2. 元気あふれる産業の育成

地域の様々な資源を活かして、農業と商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進めます。

3. 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

地域の個性を活かしつつ連携して、阿蘇の総合的な観光地づくりを進めます。また「食と農と環境」をテーマにした魅力あふれる観光を推進します。

4. 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

地域の主要な施設等を結ぶ、利便性の高い情報通信体系を築き、幅広く住民サービスを展開していきます。また産業や福祉など様々な分野に情報通信技術を活用したまちづくりを進めます。

5. 安心して暮らせる快適なまちづくり

ユニバーサルデザインの観点から、障害の有無、年齢、性別等に関係なく、誰もが安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

6. 個性あふれる生涯学習都市づくり

個性にあふれ、健全で豊かな人材の育成に向けて、地域に密着した教育とスポーツの振興を図ります。また、生涯にわたって誰もが学習でき、地域の歴史や文化、自然を大切にしたい誇りあるふるさとづくりを進めます。

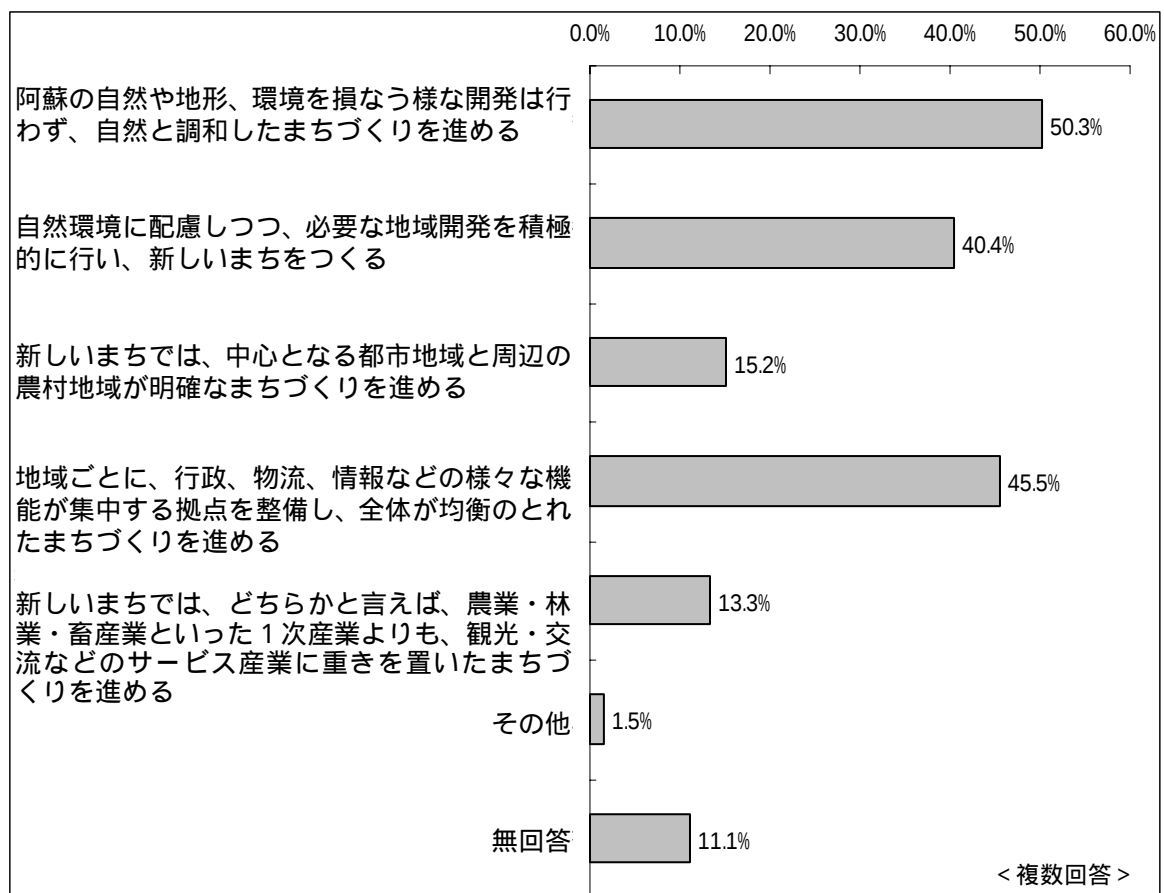
7. 住民参加による自立したまちづくりの推進

基本的人権の尊重のもと、情報公開や住民との意見交換の場づくりなど、住民とともに新しいまちづくりを進めていきます。また、地域ごとに住民がともに支え合うまちづくりを進めます。

女性が産業振興や福祉、教育などのあらゆる分野に参画し、男性とともに能力を十分発揮できるように、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めます。

住民アンケートより ―新市の将来イメージと土地利用の方向―

新市の将来イメージでは、アンケート結果の上位には、「自然と調和したまちづくりを進める」「地域ごとに拠点を整備し、全体が均衡のあるまちづくりを進める」「自然環境に配慮し、必要な地域開発を行う」の3つが挙がりました。このような結果から、新市の土地利用では「自然と調和し、地域の特色を活かした拠点を形成するとともに、全体にバランスのとれたまちづくり」を進めていきます。



3. 主要指標の見通し

(1) 総人口

平成7年、平成12年の国勢調査結果を用いた推計では、平成22年の総人口は約28,000人、平成27年には約26,400人まで減少すると想定されます。

このため、既存の産業の育成や新産業の創出、都市機能の集積による魅力あるまちづくりを進めて、目標年次の平成27年には人口30,000人となるよう計画的に取り組みます。

(2) 年齢別人口

平成27年の目標人口30,000人では、年齢別人口は、年少人口が3,700人、生産年齢人口が16,000人、老年人口が10,300人と想定されます。

総人口及び年齢別人口推計と目標人口 (人)

階級	1995年(H7)国調			2000年(H12)国調		
	男	女	計	男	女	計
0～14歳	2,629	2,604	5,233	2,216	2,193	4,409
15～64歳	9,233	9,867	19,100	8,714	9,201	17,915
65歳～	2,794	4,237	7,031	3,239	4,894	8,133
合計	14,656	16,708	31,364	14,169	16,288	30,457

(人)

階級	2005年(H17)推計			2010年(H22)推計			2015年(H27)推計			目標人口		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14歳	1,970	1,891	3,861	1,786	1,720	3,506	1,660	1,589	3,249	1,900	1,800	3,700
15～64歳	8,220	8,546	16,766	7,746	7,983	15,729	6,934	7,142	14,076	7,900	8,100	16,000
65歳～	3,403	5,296	8,699	3,413	5,352	8,765	3,572	5,524	9,096	4,000	6,300	10,300
合計	13,593	15,733	29,326	12,945	15,055	28,000	12,166	14,255	26,421	13,800	16,200	30,000

コーホート法(生残率法)による推計

(3) 世帯数

平成27年の目標人口30,000人では、世帯数は11,000世帯と想定されます。

世帯数の推計と目標世帯数 (世帯)

区分	平成17年推計	平成22年推計	平成27年推計	目標世帯数
新市	9,801	9,913	10,027	11,000

時系列法による推計

(4) 就業人口

平成27年では、全就業人口は15,000人と想定されます。

産業別就業人口の推計と目標就業人口

(人、%)

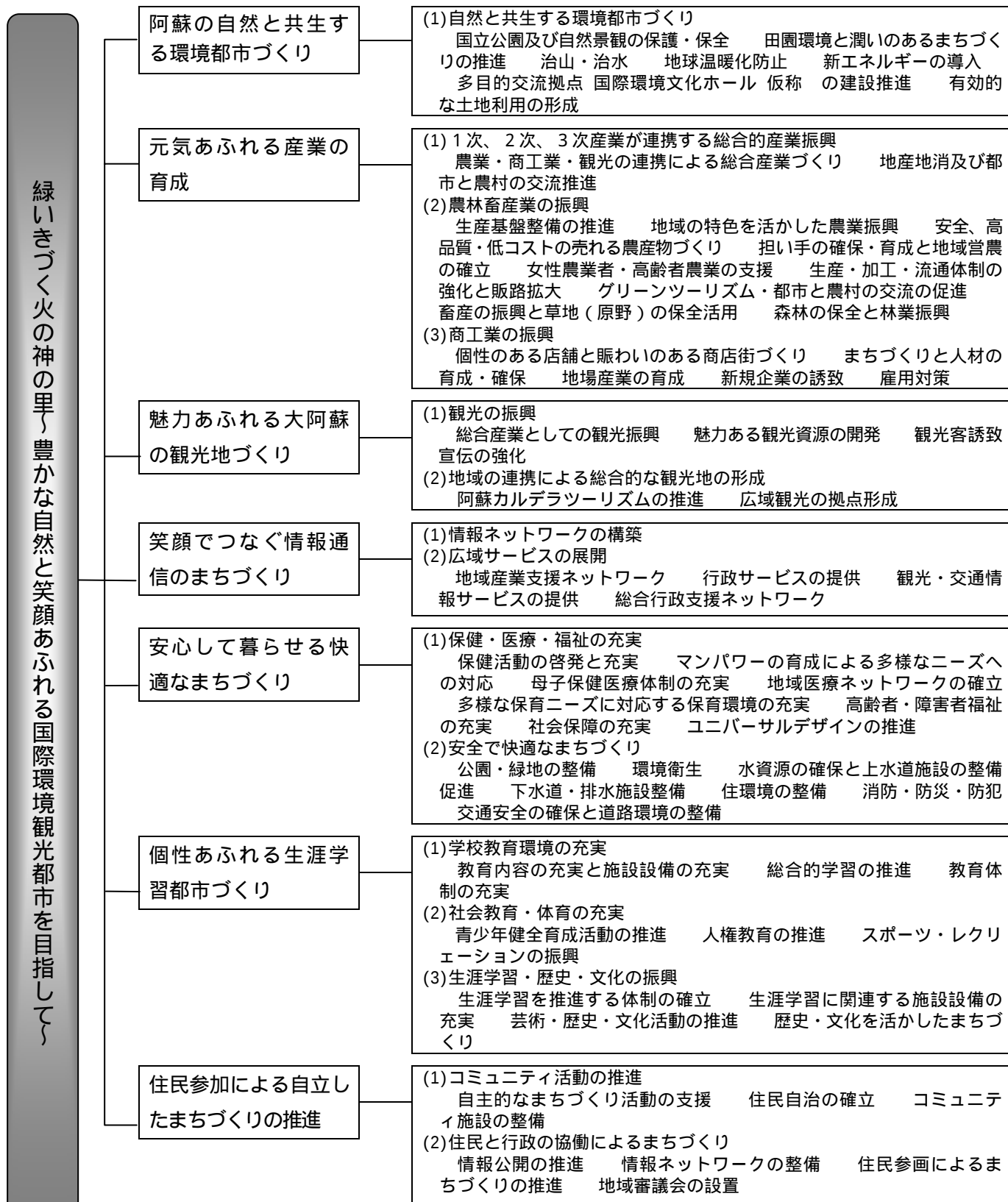
区分		平成17年推計		平成22年推計		平成27年推計		目標就業人口	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
新市	全就業者数	15,076	100.0%	14,687	100.0%	14,307	100.0%	15,000	100.0%
	第1次産業就業者数	2,357	15.6%	1,958	13.3%	1,626	11.4%	1,800	12.0%
	第2次産業就業者数	3,923	26.0%	4,087	27.8%	4,257	29.7%	4,400	29.3%
	第3次産業就業者数	8,796	58.4%	8,642	58.9%	8,424	58.9%	8,800	58.7%

時系列法による推計

第4章 基本施策

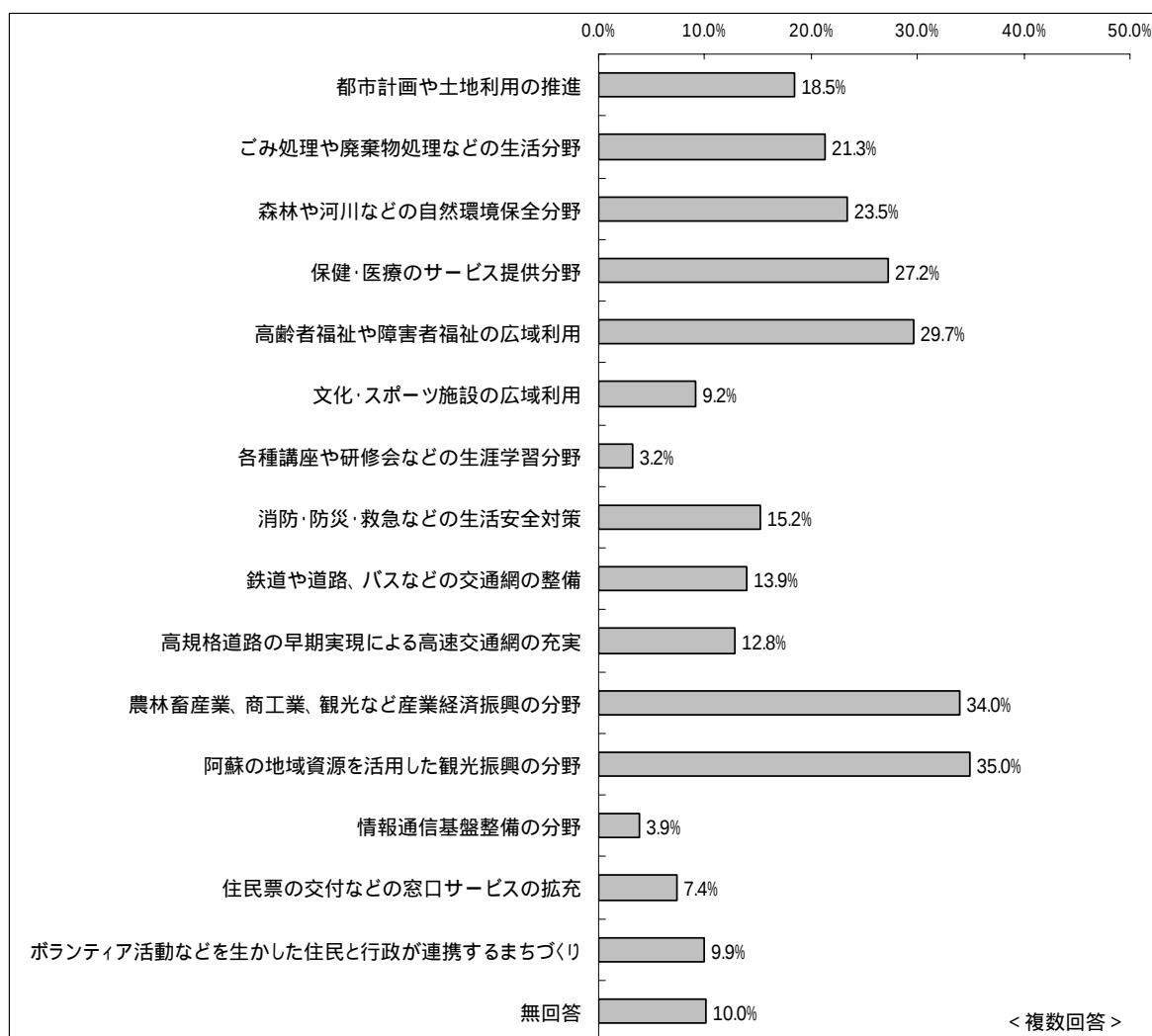
新市の将来像である『緑いきづく火の神の里～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～』を実現するために、以下のような7つの分野において基本施策の方向を定め、具体的な施策を展開していきます。

将来像実現のための施策体系図



●住民アンケートより ー力を入れてほしい施策ー

新市に望む施策では、「阿蘇の地域資源を活用した観光振興」と「農林畜産業、商工業、観光などの産業経済振興」がほぼ同じで、最も高い期待が寄せられました。この他高い順に「高齢者福祉や障害者福祉の広域利用」「保健・医療のサービス提供」「森林や河川などの自然環境保全」と続いています。



1 . 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

阿蘇の自然と共生する環境都市を目指して、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進めます。

(1) 自然と共生する環境都市づくり

国立公園及び自然景観の保護・保全

新市は、世界最大級のカルデラや、豊富な自然並びに観光資源を有する地域です。新市では、このカルデラを中心に国立公園の保護と、新市の自然景観を構成する草原・森林の保全に努めます。

田園景観と潤いのあるまちづくりの推進

市街地での水とみどりの保全・創造と、田園景観を構成する集落と農地の保全に努め、都市部と農村地域の調和した潤いのあるまちづくりを進めます。

治山・治水

自然災害、危険物災害などの発生に備えて、常備消防・消防団をはじめ、自主防災組織の強化、大規模災害に対する初動体制の強化、相互扶助体制の強化を図ります。

河川の氾濫による災害を防止するため、河川改修と河川の維持管理の徹底を図るとともに、山崩れ、地すべり、土石流などの発生が予想される土砂災害危険区域については、崩壊防止、砂防などの災害防止事業を進めます。また、森林の公益的機能を発揮すべき地域においては治山及び保安林整備事業を促進します。

さらに、無秩序な開発から災害発生を未然に防止するため、開発指導などを徹底し適正な土地利用を進めます。

地球温暖化防止

住民一人一人が地球温暖化防止を自らの問題として捉え、自動車排ガス等の抑制や温室効果ガスの排出抑制の他、廃棄物の適正処理等、環境にやさしい取り組みが進展するよう、普及啓発に努めます。

また、二酸化炭素吸収対策としての森林の整備と適正管理を進めます。

新エネルギーの導入

地球環境問題や増大するエネルギー消費への対策の一つとして、環境負荷の小さい太陽エネルギー、風力エネルギー、小水力エネルギー、廃棄物及びバイオマスエネルギー等の検討を進め、新エネルギーの活用を図ります。

多目的交流拠点 国際環境文化ホール 仮称 の建設推進

世界最大級のカルデラを誇る国際環境観光都市づくりの一環として、今後は地球環境問題への対応を始め、世界遺産や海外の火山観光地の取り組み、環境と文化・芸術の保全継承など、世界の先駆的事例を参考にしつつ、国際環境観光都市としてふさわしい活動を進めていきます。

このため、国際会議の開催や関連する活動の拠点となる多目的交流拠点 国際環境文化ホール 仮称 の建設を目指します。

有効的な土地利用の形成

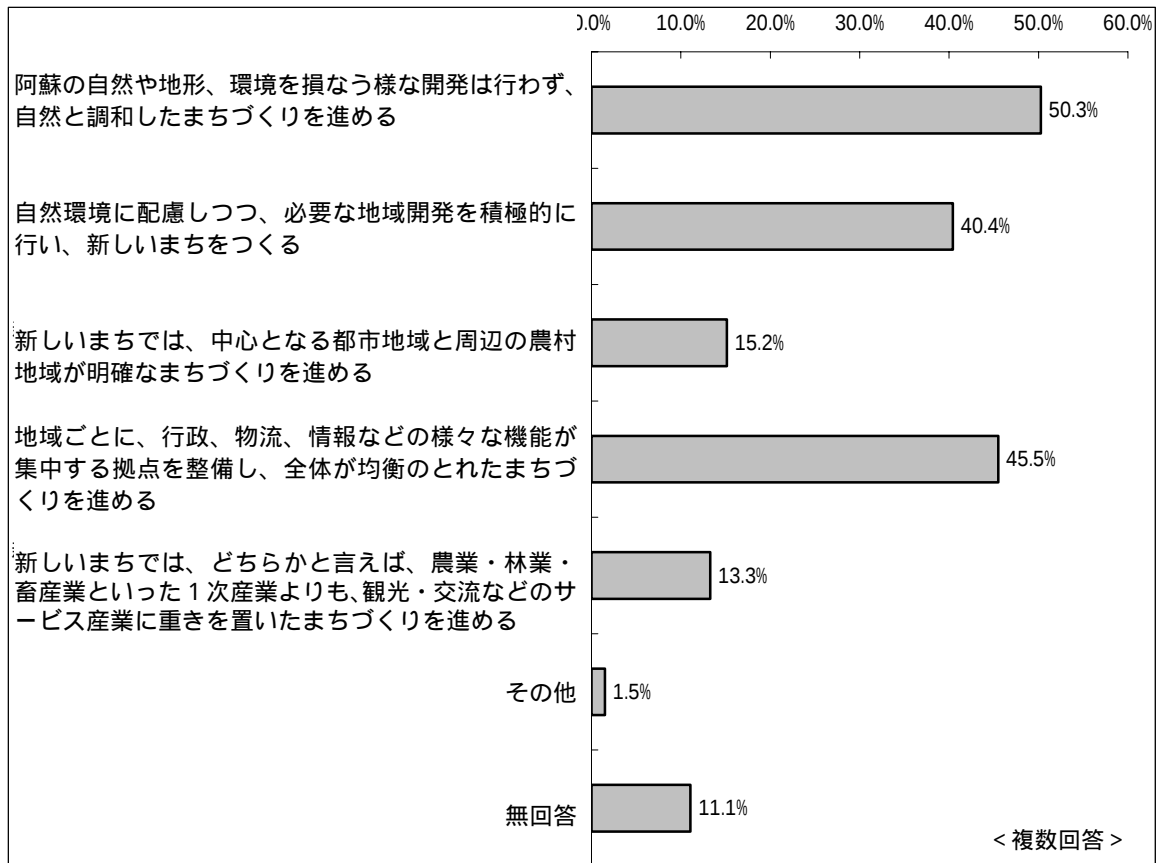
阿蘇の自然景観を構成する草原・森林の保全と国立公園における一定の指定地域の保護、また田園景観を構成する農地及び農村集落、市街地等の調和する発展を目指し、新市全体の有効的な土地利用を図ります。

【主要事業】

施策名	主要事業
国立公園及び自然景観の保護・保全	・希少野生動植物の保護、保全 ・環境学習の推進 ・不法投棄対策
田園景観と潤いのあるまちづくりの推進	・環境学習の推進（再掲）
治山・治水	・河川及び水路整備事業 ・砂防事業 ・治山事業 ・保安林事業 ・環境学習の推進（再掲）
地球温暖化防止	・環境学習の推進（再掲）
新エネルギーの導入	・風力・太陽光等発電施設整備及び周辺整備
多目的交流拠点(国際環境文化ホール(仮称))の建設推進	・多目的交流拠点(国際環境文化ホール(仮称))の建設推進

●住民アンケートより ―将来方向―

新市の将来方向では、「阿蘇の自然や地形、環境を損なう様な開発は行わず自然と調和したまちづくりを進める」が、全体の5割を占めています。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) ―自然環境―

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ○ 阿蘇山の世界遺産への登録 | ○ 山林、原野・草地の維持管理 |
| ○ 阿蘇の環境を守るための取り組み | ○ 自然環境に配慮した新エネルギーの導入 |
| ○ 河川環境・水質の保全 | ○ 自然と共生するまちづくり推進 |
| ○ 自然環境の保全と開発のバランス | ○ 開発地域と保全地域の棲み分け |
| ○ 牧野のペンション等の開発に対する不安 | ○ 環境美化やリサイクル活動等の取組みの展開 |
| ○ 広葉樹植林 | ○ 杉・檜の人工林を広葉樹林へ転換 |

２．元気あふれる産業の育成

地域の様々な資源を活かして、農業と商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を行い、活力あるまちづくりを進めます。

（１）１次、２次、３次産業が連携する総合的産業振興

農業・商工業・観光の連携による総合産業づくり

農林畜産業（１次産業）と工業（２次産業）、商業・観光・サービス業（３次産業）の結びつきを強化し、それぞれが連携する総合的産業づくりを推進します。農林畜産物の１次産品の出荷にとどまることなく、これを加工した製品の開発による１.５次産業及び加工・製造業の振興と、さらには流通・販売の３次産業への波及を目指し、相互の連携による産業の振興を進めます。

地産地消及び都市と農村の交流推進

地域の産物を地域で消費する地産地消を展開し、安全・安心・健康な生活推進を図ります。

また、地域の物産館・直売所等の施設や観光農園、民宿、民泊、旅館、ホテル等の観光サービス業との連携を強め、都市との交流を促進します。

（２）農林畜産業の振興

生産基盤整備の推進

地域の実情に合わせて土地基盤整備を進め、集団的優良農地の確保に努めます。このため、土地利用調整を図り、集落及び地域単位の営農体制を構築するとともに、用排水路、広域農道や農道の整備、各種施設整備を推進し、農業生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林の利活用促進のため、業生産基盤の核となる森林管理道及び作業道の整備を図ります。

地域の特色を活かした農業振興

高冷地及び平坦地等の地理的条件と地域の特色を活かして、主要農産物の生産体制の強化と新品種作物の導入を図り、産地化を推進します。

安全、高品質・低コストの売れる農産物づくり

基幹作物及び新規作物の導入により生産性の向上を図り、収益性の高い農業経営の確立を促進します。減農薬や有機栽培など土づくりから安全安心高品質な作物づくりを目指した環境保全型農業を推進します。

また、特産品や加工品等の開発、研究を進め、生産コストの低減を図りつつ、付加価値の高い農業を推進します。

担い手の確保・育成と地域営農の確立

農林畜産業後継者への助成及び支援を強化します。集落及び地域単位での営農体制づくりを進め、集落の維持と農地の管理保全を促進します。受委託組織等の生産組織の育成を図りつつ、経営体の法人化等に努め地域営農の生産体制を強化していきます。

新規就農者やヘルパー等の相談窓口を設置し、受入農家への斡旋等の支援を促進します。

また、林業関係についても、地元の高校やI・U・Jターン希望者などに林業の現状を伝え、担い手の確保を図ります。

女性農業者・高齢者農業の支援

女性の視点を活かした農産物の加工品開発、直売所等への出荷組織の育成を図る等、女性農業者の起業活動を支援します。また、女性農業委員の増員を図り、より地域活動及び社会参画を促進します。

高齢農業者については、適切な小物野菜等の栽培指導等、これまで培ってきた経験や技術といった能力を活かして活動できる環境づくりや、シルバー人材センターを設置する等により支援を強化します。

生産・加工・流通体制の強化と販路拡大

農産物の生産流通加工施設の充実を図り、生産者と流通の結びつきを強めて、生産物を安定的に供給できる体制と、加工・流通の体制づくりを促進します。

地域の特色を活かした農産品づくりを進め、生産者とJA、行政が連携して製品のPRと阿蘇ブランドの確立を推進し、販路拡大に努めます。

また、公共工事や施設整備等において、積極的に木材利用を進め、地域資源の活用と地域産業の活性化を図ります。

グリーンツーリズム・都市と農村の交流の促進

地域の物産館、直売所と生産農家、観光サービス業との連携を強化し、体験農業、交流、学習等の交流メニューを開発し、グリーンツーリズム等の都市と農村の交流を推進します。

畜産の振興と草地（原野）の保全活用

経営の合理化・高度化を進め、生産コストの低減と経営体質の強化に努めます。肉用牛は周年放牧や水田放牧及び飼養管理技術の向上による優良牛の生産を図ります。乳用牛では飼養管理技術の確立と機械施設の整備など、技術及び経営面の支援を図ります。養豚では、優良な系統造成豚の導入と経営の合理化を進める他、畜産加工処理施設の整備を図り産地特産化を進めます。

また、原野（草地）については、広域連携による利用及び草地の維持管理に努め、牧養力を高めるとともに、担い手の育成と経営の支援を進めます。原野の多様な機能と野焼きを継続してくために地域ぐるみでの支援を促進します。

さらに、適正飼養に努め、環境と調和のとれた畜産振興を図ります。

森林の保全と林業振興

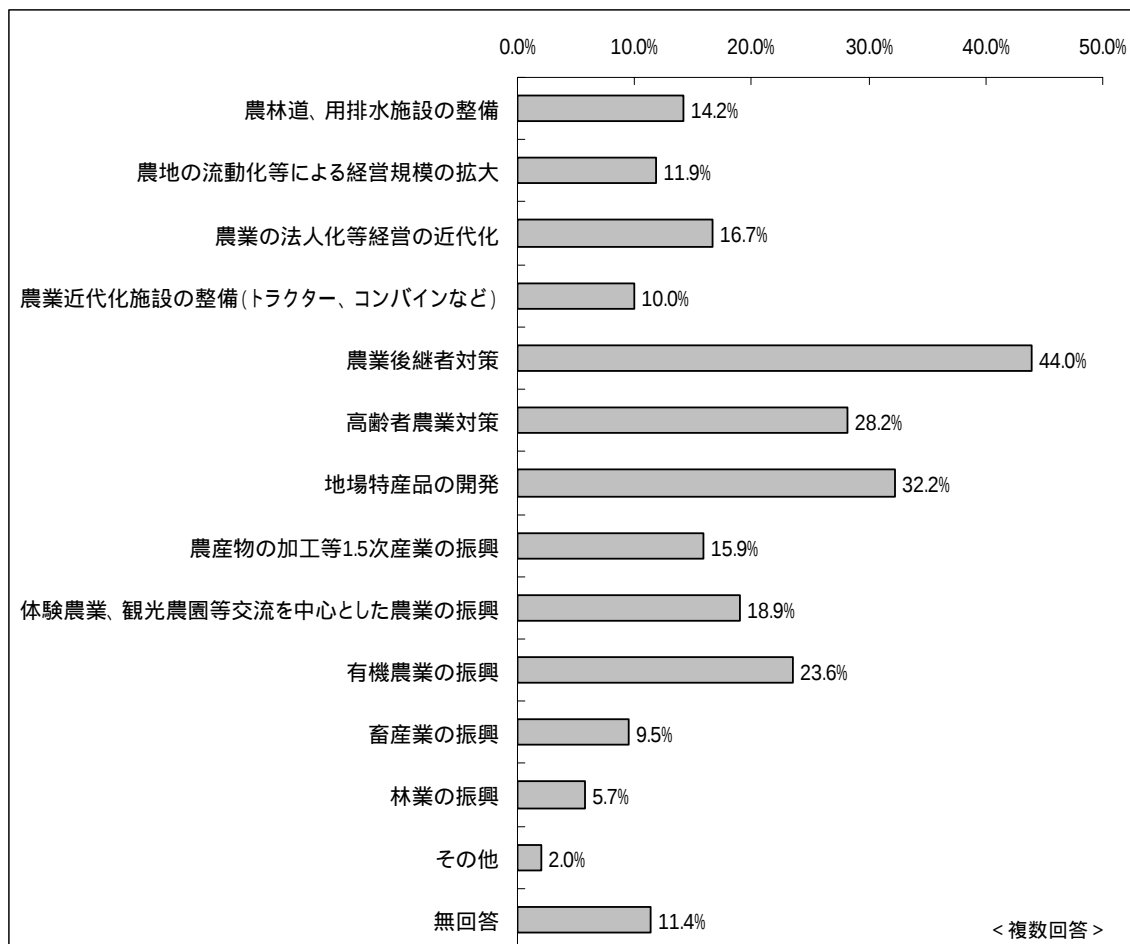
森林基幹道及び森林管理道の整備を進め、森林施業の効率的・計画的な実施に努め、資源の保全管理を図り、地球温暖化防止、木材の生産や水源涵養を進め、森林のもつ多面的機能の保全と活用を図ります。

【主要事業】

施策名	主要事業
農業・商工業・観光の連携による総合産業づくり	・農産加工品の開発、研究、販路拡大 ・地場農産物流通拠点施設整備
地産地消及び都市と農村の交流推進	・合宿、体験交流受入の推進 ・観光農園、農家民泊の推進
生産基盤整備の推進	・農道・森林管理道の整備 ・広域農道・森林基幹道の整備 ・団体営ため池等整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・国営大野川上流農業水利事業及び県営関連事業、並びに営農支援 ・農林業近代化施設の整備 ・優良農地の保全 ・中山間地域総合整備事業 ・農村振興総合整備事業
地域の特色を活かした農業振興	・優良農畜産物の振興 ・中山間地直接支払制度の活用 ・新山村振興事業及び農林業構造改善事業の活用
安全、高品質・低コストの売れる農産物づくり	・有機農業の確立
担い手の確保・育成と地域営農の確立	・担い手農家の育成、確保及び新規就農支援
女性農業者・高齢者農業の支援	・農産加工品の開発、研究、販路拡大（再掲）
生産・加工・流通体制の強化と販路拡大	・農産加工品の開発、研究、販路拡大（再掲）
グリーンツーリズム・都市と農村の交流の促進	・合宿、体験交流受入の推進（再掲） ・観光農園、農家民泊の推進（再掲）
畜産の振興と草地（原野）の保全活用	・畜産振興総合対策事業 ・農業・農村男女共同参画推進事業
森林の保全と林業振興	・作業道・森林管理道の整備 ・森林基幹道の整備 ・森林整備地域活動支援交付金事業 ・特用林産物及び樹芸林業の振興 ・森林の持つ公益的機能の活用と木材の利用の推進 ・林産加工品の開発、研究と販路拡大

●住民アンケートより ―農林畜産業の振興―

農林畜産業の振興で今後力をいれるべき内容として最も多かったのは、「農業後継者対策」でした。次いで「地場特産品の開発」、「高齢者農業対策」、「有機農業の振興」、「体験農業、観光農園等交流を中心とした農業の振興」が上位に挙がっています。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) ―農林畜産業―

農林業

- 農業後継者の育成
- 農作物のブランド化
- 農林業振興のアドバイス・助成
- 都市・農村の交流
- 観光農業や、環境に配慮した農業など新たな農業振興の推進
- 農産加工所の整備
- 農業技術の交流
- 畑作作業への助成強化
- 農業経営等に対する営農指導強化
- 村有林等の取り扱い
- 農産物加工による付加価値付けと販路拡大
- 共同による農産物の生産及び出荷体制づくり
- 減反調整
- 落葉樹の植林
- 農道・林道の整備

畜産業

- 畜産への助成強化
- キャトルステーションや堆肥センター等の施設整備
- 肥後赤牛の普及
- 山林・原野、草地の管理徹底

(3) 商工業の振興

個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり

経営者の意識啓発と個性ある店舗づくりに向け、多様で魅力のある商店街の形成を図ります。

空き店舗・空き家対策の他、意欲のある商工業者の支援及び共同事業を促進します。

まち並み整備、街灯の整備、駐車場の共同確保やポケットパークなどまちづくりと一体になった賑わいのある商店街づくりを進めます。

まちづくりと人材の育成・確保

TMO等のまちづくり組織の形成とともに、地域に密着した商業を目指し、地域ぐるみでのイベントや環境整備を進め、まちづくりと商業振興の連携を強めます。

起業家の育成・支援を強化し、商工業全体の新規活力の創生と、商工業等後継者の確保に向けて、適切な情報の提供を進め人材の育成を図ります。

地場産業の育成

国・県の助成措置や融資制度の情報提供など、助成・支援を強化します。また、異業種間交流機会の増大を図り、指導・研修・各種講演会などの支援を促進します。

新規企業の誘致

工場、事業所、試験研究施設、観光施設等を対象に助成措置や融資制度の優遇措置等を促進します。

土地利用や地域特色を活かして、立地・環境条件を整え、新規企業誘致の条件整備を充実します。

雇用対策

各企業の労働力の動向を把握し、雇用拡大策を図ります。

また、職業安定所などとの連携を強化し、就労希望者の雇用促進に努めます。

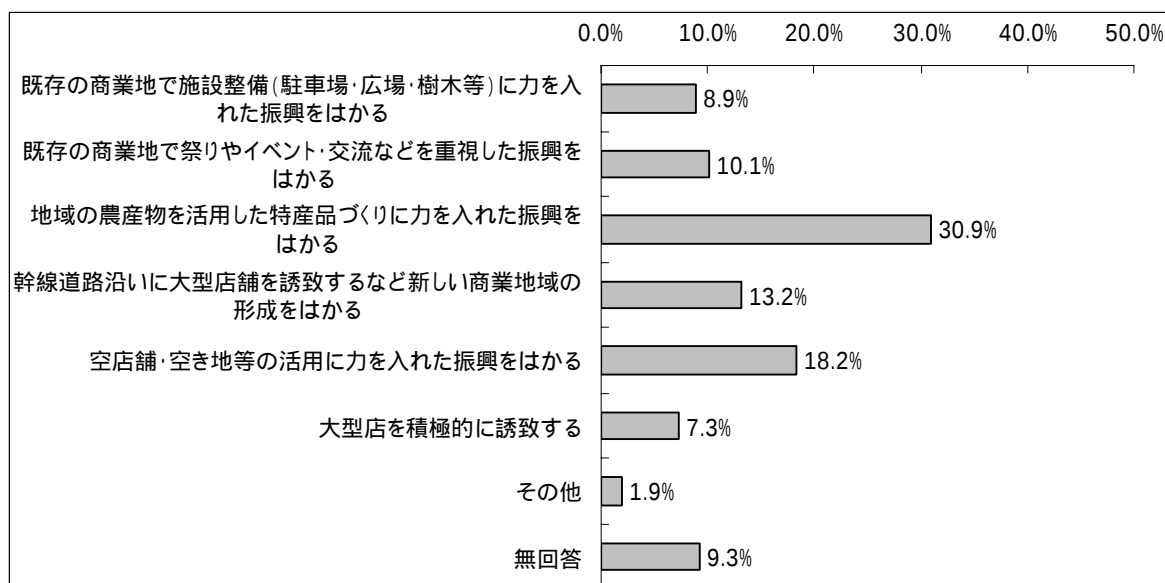
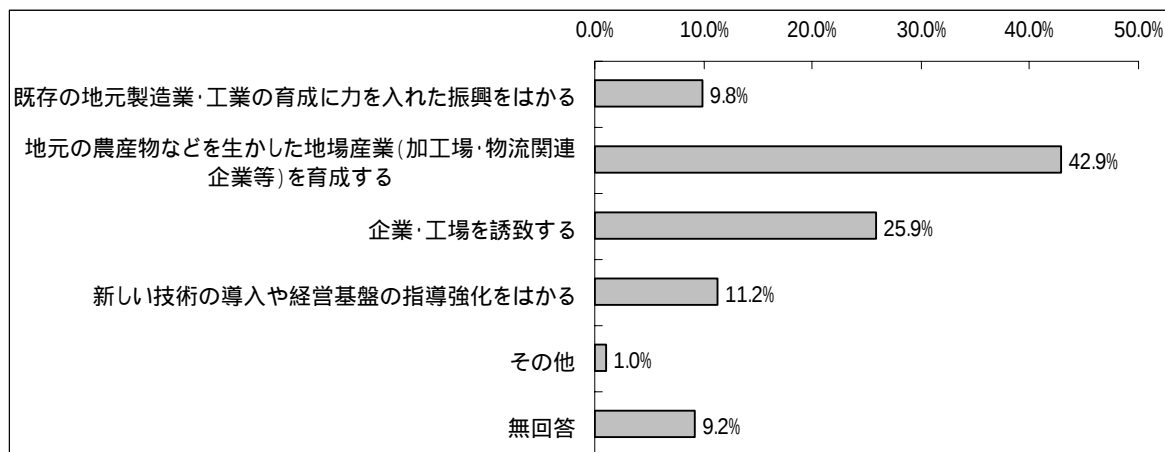
【主要事業】

施策名	主要事業
個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり	・ 商店街活性化推進事業 ・ 空き店舗、空き地の活用
まちづくりと人材の育成・確保	・ 商店街活性化推進事業（再掲） ・ 商工会と連携した指導研究組織の強化
地場産業の育成	・ 商店街活性化推進事業（再掲）
新規企業の誘致	・ 企業誘致に向けた条件整備

●住民アンケートより ―商業振興と製造業・工業振興―

商業の振興策で今後力をいれるべき内容として最も多く挙げたのは、「地元の農産物などを生かした地場産業を育成する」でした。

製造業・工業の振興では、「地域の農産物を活用した特産品づくりに力を入れた振興を図る」に最も多く期待が寄せられています。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) ―商工業―

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ○空店舗の対策・活用 | ○商工会が1本化されることの不安 |
| ○娯楽施設・飲食店等の充実 | ○個性的な店舗づくりや空店舗対策などの商店街活性化 |
| ○水を活用した商店街づくり | |

３．魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

地域の個性を活かしつつ連携して、阿蘇の総合的な観光地づくりを進めます。また「食と農と環境」をテーマにした魅力あふれる観光を推進します。

(１) 観光の振興

総合産業としての観光振興

観光を地域経済を牽引する基幹産業として位置づけ、地域の農林畜産業及び商工業との連携を深めることで、新たな総合産業としての育成に努めます。

地域の農畜産物を活かした「食」の開発と製造業との連携による「特産品」の開発を進め、消費者ニーズに対応する産品開発を推進します。

観光サービス業と商業との連携による「もてなし」の向上を図り、観光地としての魅力あるサービス提供に努めます。

魅力ある観光資源の開発

阿蘇山及び外輪山の観光の魅力向上のために、シャトルバス、マウン トカーロード、観光ルート整備、トレッキング、スカイスポーツ等の阿蘇山周辺地域活性化事業を進める他、オフシーズン対策等を強化します。

また、阿蘇の歴史・文化の代表的資産である阿蘇神社については、周辺の商店街の整備と併せ、魅力ある地区を形成するため、阿蘇神社周辺の開発整備を進めます。

豊かな自然と歴史文化、温泉、物産館や交流施設など多彩な地域資源の開発と連携を強め、情報ネットワークを活用して資源の有効利用と地域づくりを進めます。

多様化する観光ニーズを把握し、農業、食、観光施設、体験・交流、歴史・文化、スポーツ、イベントなど、魅力あるプランとメニューを整え、観光客の誘致を推進します。

観光客誘致宣伝の強化

阿蘇というネームバリューを活かして、情報通信網を活用した広域的宣伝と情報発信を強化します。

観光インフォメーションセンターの設置や情報誌等による広報活動に取り組み、旅行エージェントとの連携の他、農業、商工業等の他産業との協力体制を築き、地域が一体となった観光客誘致を推進します。

(2) 地域の連携による総合的な観光地の形成

阿蘇カルデラツーリズムの推進

世界最大級のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然を背景に、民宿・民泊や体験農業等のグリーンツーリズムを推進し、地域の物産館や交流施設が農業と深く関わり、生産から販売までの一貫した特産物づくりを進め、阿蘇ならではのツーリズムを促進します。

広域観光の拠点形成

九州観光の中心的地位を占め、阿蘇地域の中心地に位置する立地環境を活かし、地域の個性を活かした総合的な観光PRと地域連携による観光拠点の形成に向けて、交通環境の改善やJR・バス等の交通結節点の開発整備を進めます。このため、交通の大動脈である国道57号を基幹として、新市の東部及び西部地域において広域観光交流・情報等の拠点づくりを進める他、阿蘇駅周辺開発整備を始めとするJR駅周辺の整備を進めて阿蘇地域の交通拠点形成を図ります。また、阿蘇火口、はな阿蘇美、仙酔峡、阿蘇神社、神楽苑など地域の観光交流拠点を中心に、広域観光ルートを形成し、さらには、各拠点を核に観光交流のメニューを整えるなど地域が連携する特色ある観光を推進します。

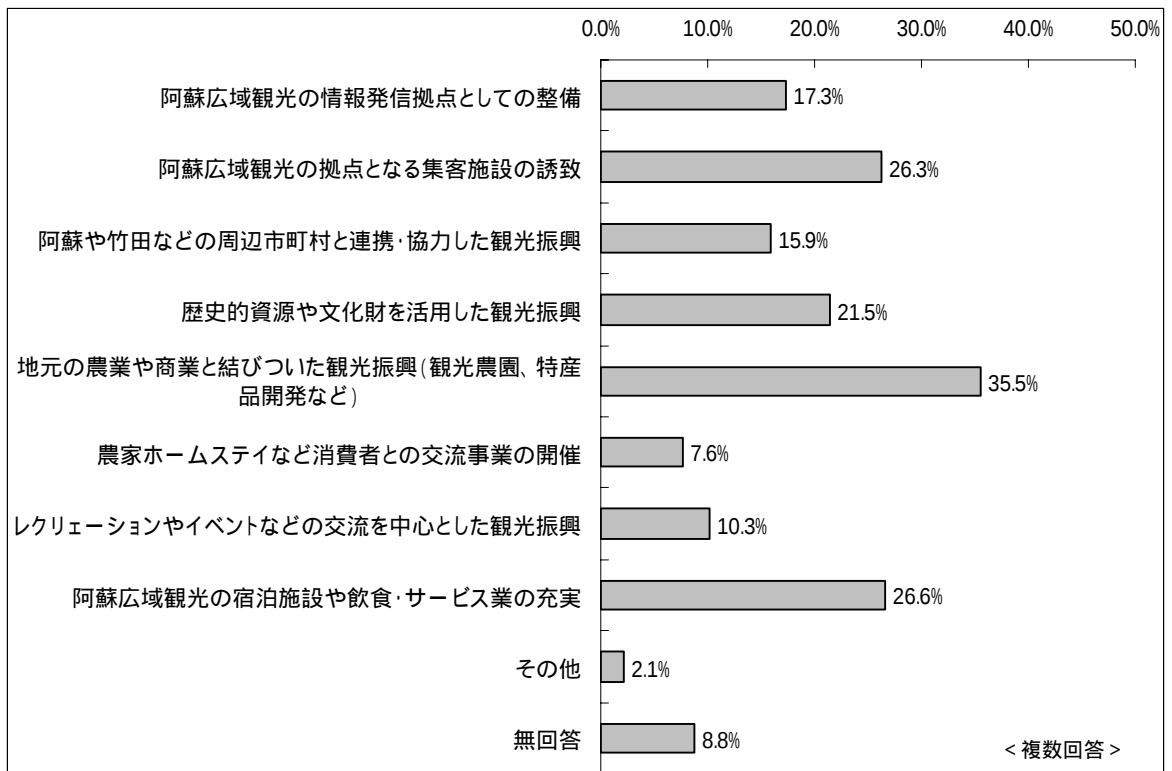
「食と農と環境」をキーワードに、地域の暮らしと文化、生活環境、歴史に根付いた観光振興に取り組み、地産地消やスローフードの展開など、地域住民が主体的に関われる観光を進めます。

【主要事業】

施策名	主要事業
総合産業としての観光振興 魅力ある観光資源の開発	・新たな観光資源の創出 ・阿蘇山周辺地域活性化事業 ・阿蘇神社、国造神社周辺整備事業 ・神楽苑周辺開発 ・合宿、体験交流受入の推進（再掲） ・観光農園、農家民泊の推進（再掲） ・地域及び観光イベントの有効活用 ・新たな観光資源の創出（再掲）
観光客誘致宣伝の強化	・広域観光ルート拠点整備事業 ・観光及び自然、文化等の案内人の育成
阿蘇カルデラツーリズムの推進	・合宿、体験交流受入の推進（再掲） ・観光農園、農家民泊の推進（再掲）
広域観光の拠点形成	・広域観光ルート拠点整備事業（再掲） ・阿蘇駅周辺再開発事業 ・JR駅周辺整備事業 ・阿蘇東西玄関口開発事業 ・観光及び自然、文化等の案内人の育成 再掲 ・観光周遊交通機関の確保 ・新たな観光資源の創出（再掲）

●住民アンケートより ―観光―

観光振興で、今後力を入れるべき内容として、最も多く挙げたのは、「地元の農業や商業と結びついた観光振興」でした。次いで、「阿蘇広域観光の拠点となる集客施設の誘致」と「阿蘇広域観光の宿泊施設や飲食・サービス業の充実」がほぼ同率で挙がっています。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) ―観光―

- 世界の阿蘇にふさわしい観光都市づくり
- 阿蘇全体の視点の観光振興とPR
- 他地域に負けない観光地づくり
- 町全体の雰囲気づくりと支援・アドバース
- 仙酔峡ルート of 2車線化とマウントカーの配備
- 阿蘇神社周囲の整備(駐車場、にぎわいづくり)
- 新市の観光ポイントを繋いだ新たな観光ルートづくり
- グリーンツーリズムをテーマとした都市交流の推進
- 温泉・宿泊施設の充実
- 産業間の連携による商品開発や観光PRの促進
- 観光に携わる企業誘致
- 阿蘇駅周辺整備
- 歴史と文化を活かした観光振興
- 新たなイベントや祭りの企画・開催
- 自然環境を活用した観光事業の展開
- 神楽苑周辺開発
- 奥阿蘇観光のPR促進

4 . 笑顔でつなく情報通信のまちづくり

地域の主要な施設等を結ぶ、利便性の高い情報通信体系を築き、幅広く住民サービスを展開していきます。また産業や福祉など様々な分野に情報通信技術を活用したまちづくりを進めます。

(1) 情報ネットワークの構築

地域の主要な施設を光ファイバー(幹線)で連結し、インターネットを利用して、各種情報の受発信はもとより、地域の産業振興やまちづくりに活用していきます。また、テレワークセンターを活用した様々な情報サービスの展開に向けて、地域を結ぶ高速情報通信網等の整備を図ります。

(2) 広域サービスの展開

地域産業支援ネットワーク

地域の基幹産業である農業、商業、観光が連携し、事業効果を高めていくためのシステムの共同利用や情報の共有化、共同での受発信体制の確立など、地域産業活性化に応用する整備・支援を推進します。

行政サービスの提供

公共施設の予約や防災・行政情報の開発とサービス、申請・届け出等の必要事務サービスの推進など、地域住民のニーズをもとにした多様な行政サービスの提供を図ります。

観光・交通情報サービスの提供

観光情報、交通情報、地域情報など主要施設を訪れた観光・交流客等への情報サービスの提供を推進します。

総合行政支援ネットワーク

庁内LANの整備により、文書管理やデータベースの活用、地理情報システムの開発、職員の人材育成や研修への応用など総合的な行政事務等の支援を図ります。

【主要事業】

施策名	主要事業
情報ネットワークの構築	・ テレワークセンターの活用及び充実 ・ 高速情報通信網等の整備
総合行政支援ネットワーク	・ 情報ネットワークを活用する人材の育成

５．安心して暮らせる快適なまちづくり

ユニバーサルデザインの観点から、障害の有無、年齢、性別等に関係なく、誰もが安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の充実や、防災・防犯に配慮した生活基盤整備を進め、地域の連携を強化し、安全で快適な生活空間の形成を推進します。

(１) 保健・医療・福祉の充実

保健活動の啓発と充実

健康に係る自己管理意識の高揚を目指し、食生活や生活習慣の改善に関する正しい知識の普及やライフステージに応じた健康管理を推進します。

疾病の予防、早期発見、早期治療を目的とした健康診断や定期検診等の受診率向上及び各種検診内容の充実や、疾病の疑いがある方に対する個人の疾病状況に合わせた指導の徹底を図ります。

マンパワーの育成による多様なニーズへの対応

地域の実情に応じた健康診断や保健指導などの強化に向け、保健師や栄養士などの専門職員の育成及び適正配置を推進します。

また、地域で母子や高齢者、障害者等を支える、住民主体による地域福祉ボランティアの育成を図ります。

母子保健医療体制の充実

妊婦や乳幼児の健診や子育て相談などの母子保健活動の強化を図ります。

乳幼児健診などによる疾病や障害の早期発見並びに必要な治療・訓練を強化するため、保健・医療が連携した体制づくりを進めます。

地域医療ネットワークの確立

病院や診療所、老人保健施設などの機能分担や高額医療機器の共同利用などを進め、医療施設相互の連携を推進し、患者の疾病状況に応じた総合医療体制の充実を図ります。

へき地における疾病予防と早期発見を目的とする医療体制の確立や高規格救急自動車や救急救命士の配置による患者搬送体制の強化など救急医療体制の充実を進めます。

病院から家庭復帰を目指す高齢者を支える体制の整備や、高齢者が地域で安心して暮らすことを目指した在宅医療体制の確立など、高齢者医療の充実を進めます。

多様な保育ニーズに対応する保育環境の充実

次世代育成支援対策地域行動計画を基本とし、仕事と家庭の両立支援や子どもの健やかな成長のための教育環境の整備など、子育ての実情に応じた支援体制の確立を目指します。

保育時間の延長、0歳児からの保育、保育対象エリアの広域化など、多様化する保育ニーズに対応できる保育体制の充実を図ります。

気軽に子育てについて相談し合える環境づくりや支援グループの育成など、地域での相談・支援体制の確立を進めます。

児童館や広場の整備、公民館や学校の活用など、身近で安全な遊び場づくりに努めます。

高齢者・障害者福祉の充実

一人暮らしの高齢者や要介護高齢者・障害者の自立支援につながる質の高いサービスが利用できるように、介護・福祉体制の充実や情報提供の強化を図るとともに、できるだけ住み慣れた地域で生活できるように地域全体で支え合う取り組みを推進します。

在宅の要介護高齢者やその家族等を支援する在宅介護支援センター機能の充実や他の福祉施設との連携強化を図ります。

高齢者や障害者の生きがいある暮らしを目指し、就労の促進や生涯学習への参加促進などの支援強化を図るとともに、支援組織の立ち上げを進めます。

ノーマライゼーションを基本とし、教育やスポーツ等の交流活動の開催など、障害者の社会参加促進に向けた支援活動を強化します。

社会保障の充実

低所得者支援体制の充実に向け、多様化する個別事情に応じた生活指導や相談体制等の確立を進めます。

国民健康保険財政の健全化に向け、被保険者への健康に係る自己管理意識の啓発を強化し、健康づくり運動を促進します。

国民年金制度の充実に向け、情報発信・相談体制の充実を図り、加入促進・滞納防止を強化します。

介護保険事業の円滑な実施に向け、介護保険制度の情報発信の強化はもとより、高齢者のニーズに対応したサービス提供体制の充実のため、関係諸団体及び介護サービス事業所などとの連携を図ります。

ユニバーサルデザインの推進

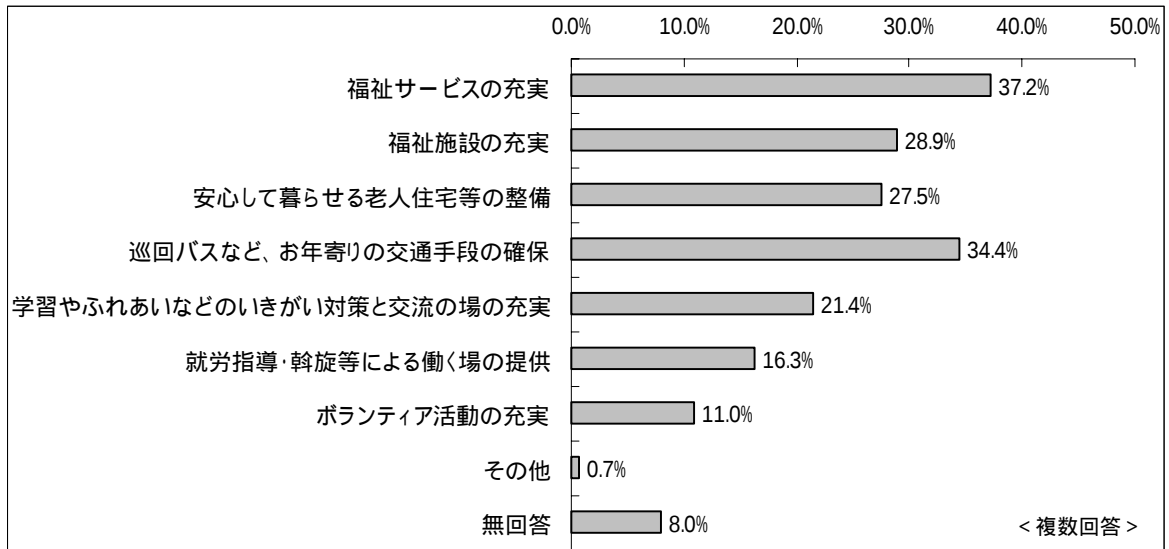
障害の有無、年齢、性別に関係なく、誰もが利用しやすい公共施設や公共空間等の整備を進め、すべての人にやさしいまちづくりの実現を推進します。また、ユニバーサルデザインに関する情報の発信、共有化に努めます。

【主要事業】

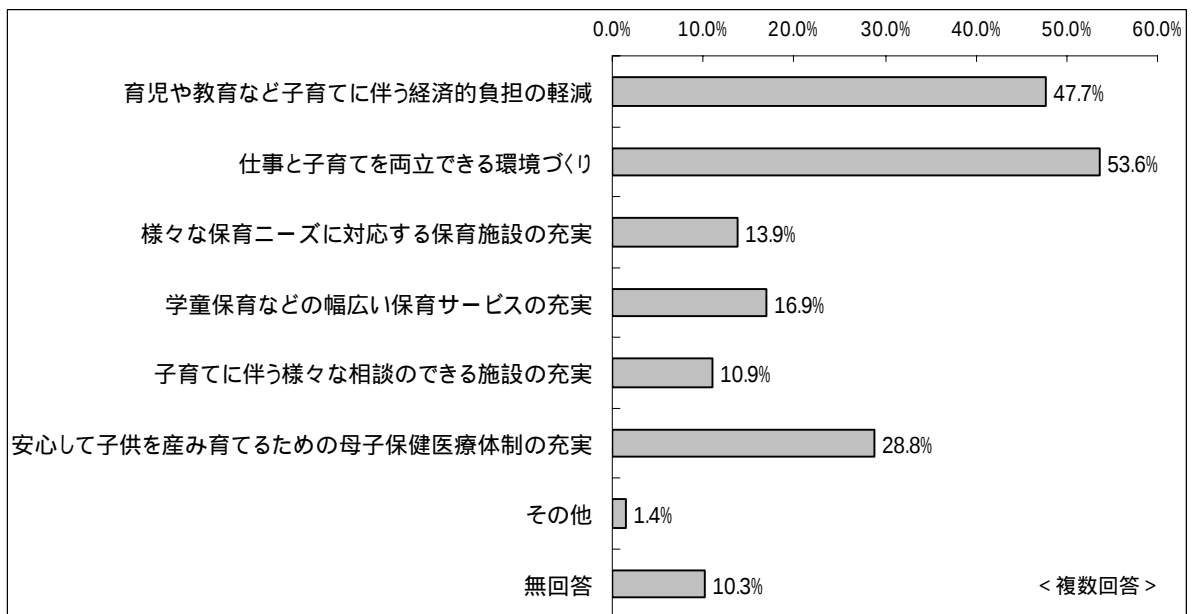
施策名	主要事業
保健活動の啓発と充実	・生活習慣の見直しの促進及び健診等の充実 ・食育、食生活改善の推進 ・高齢者や障害者にやさしい地域づくり ・健康管理情報システムの充実
マンパワーの育成による多様なニーズへの対応	・福祉ボランティア等の育成
母子保健医療体制の充実	・子育て支援
地域医療ネットワークの確立	・救急総合病院・地域医療センターの整備 ・高齢者や障害者にやさしい地域づくり（再掲） ・福祉ボランティア等の育成（再掲）
多様な保育ニーズに対応する保育環境の充実	・保育所の整備（統廃合及び老朽化施設の建築等）及び機能充実 ・子育て支援（再掲） ・保育事業の充実
高齢者・障害者福祉の充実	・温泉施設整備を活用した健康づくり ・阿蘇やまびこネットワークの充実 ・福祉ボランティア等の育成（再掲） ・介護保険事業の充実 ・高齢者や障害者の生きがい対策の充実 ・介護予防事業の充実 ・高齢者等の健康づくりとスポーツの推進
社会保障の充実	・介護保険事業の充実（再掲） ・国民健康保険財政の健全化 ・国民年金制度の充実 ・低所得者相談・支援
ユニバーサルデザインの推進	・UDのまちづくり推進

●住民アンケートより ―保健・医療・福祉―

高齢者福祉対策に期待する内容として、「福祉サービスの充実」、「巡回バスなど、お年寄りの交通手段の確保」、「福祉施設の充実」、「安心して暮らせる老人住宅等の整備」が上位に挙がっています。



少子化対策では、「仕事と子育てを両立できる環境づくり」と「育児や教育など子育てに伴う経済的負担の軽減」に特に期待が寄せられています。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) —保健・医療・福祉—

保健

- 疾病の予防、早期発見のための保健活動の強化
- 若い頃からの健康づくり運動の啓発
- 検診センターの整備

医療

- 総合病院（救急対応）
- 夜間救急医療体制の充実
- 小児科、皮膚科、耳鼻科などの専門医の増員
- 地域医療の推進
- 医療設備や技術の高度化
- 診療所の存続

福祉

- 老人ホームの増設
- 子育て支援
- 高齢者・児童・障害者福祉の充実
- きめ細やかな地域福祉サービスの展開
- 福祉施設・設備の充実
- 福祉事務所の設置に伴う福祉事業の充実
- 独自の保健福祉事業や助成の継続

社会保障

- 保険税・医療費の維持または軽減
- 国民健康保険税額の維持または軽減
- 独自の助成制度の継続

全般

- 交通手段・移動サービスがほしい
- 子供を安心して生み育てることが可能な環境づくり
- 全ての分野における専門職員の増員
- 住民サービスの充実
- 高齢者にやさしいまちづくり

(2) 安全で快適なまちづくり

公園・緑地の整備

国立公園の保全・保護はもとより、市街地にあっては地域住民の健康増進や憩いの場、災害避難場所としての、より身近な公園緑地の確保に努めます。

また、道路ネットワークや地区形成等の土地利用の観点から、適正な公園緑地の配備を進めて学校や公共施設等を緑道で結ぶようなネットワーク形成を図ります。

環境衛生

自然環境の保全や地域の身近な環境美化を進めるとともに、産業・生活両面から排出される廃棄物処理については、処理施設の有効活用を図りながら、ごみの発生抑制、リサイクル、廃棄物の適正な処理・処分を柱に、循環型社会システムの構築を図ります。

水資源の確保と上水道施設の整備促進

安定的な水の供給に向けて、水源かん養林の保全、地下水・湧水の保全など、水資源の確保と有効利用を図り、上水道施設の適正な維持管理・整備を推進します。

下水道・排水施設整備

快適な生活環境の維持保全、公衆衛生の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全に向けて、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた下水道、排水施設整備を進めます。

住環境の整備

地域の定住促進に向けて、良質な宅地・住宅の供給を図るとともに、老朽化した公営住宅の更新と民間住宅建設の導入等により良好な住宅の確保に努めます。

また、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅づくりに向けて、保健・医療・福祉の諸施設と連携を図りながら、住環境の整備・向上を推進します。

消防・防災・防犯

住民の生命・身体・財産の保全に向けて、住民の防災意識を高めるとともに、消防・防災・防犯体制の強化・充実を図ります。

消防体制では、消防団と消防署との連携を強化、人員確保と消防職員

の資質・技術の向上を図ります。また、消防・防災施設の整備を進め、消防・救急体制のネットワークを推進します。

高齢者世帯、独居者の増加に対応すべく、地域ぐるみの救助体制の確立を図り、地域の自主防災組織の強化に努めます。

防犯対策については、地域におけるパトロール活動や防犯に関する啓発活動等に取り組むほか、公共施設や住宅など防犯に配慮した環境整備に努めます。

交通安全の確保と道路環境の整備

交通の大動脈である国道 57 号の 4 車線化及び地域高規格道路である中九州横断道路の整備促進を目指します。また、国・県道等の幹線道路の渋滞の解消や交差点改良、修景美化、安全施設の整備などの道路交通環境の整備を推進するとともに、交通安全に対する意識の啓発や教育の充実を図ります。

住民生活に密着した生活基盤道路については、緊急性、効率性を踏まえ計画的に整備を進めます。

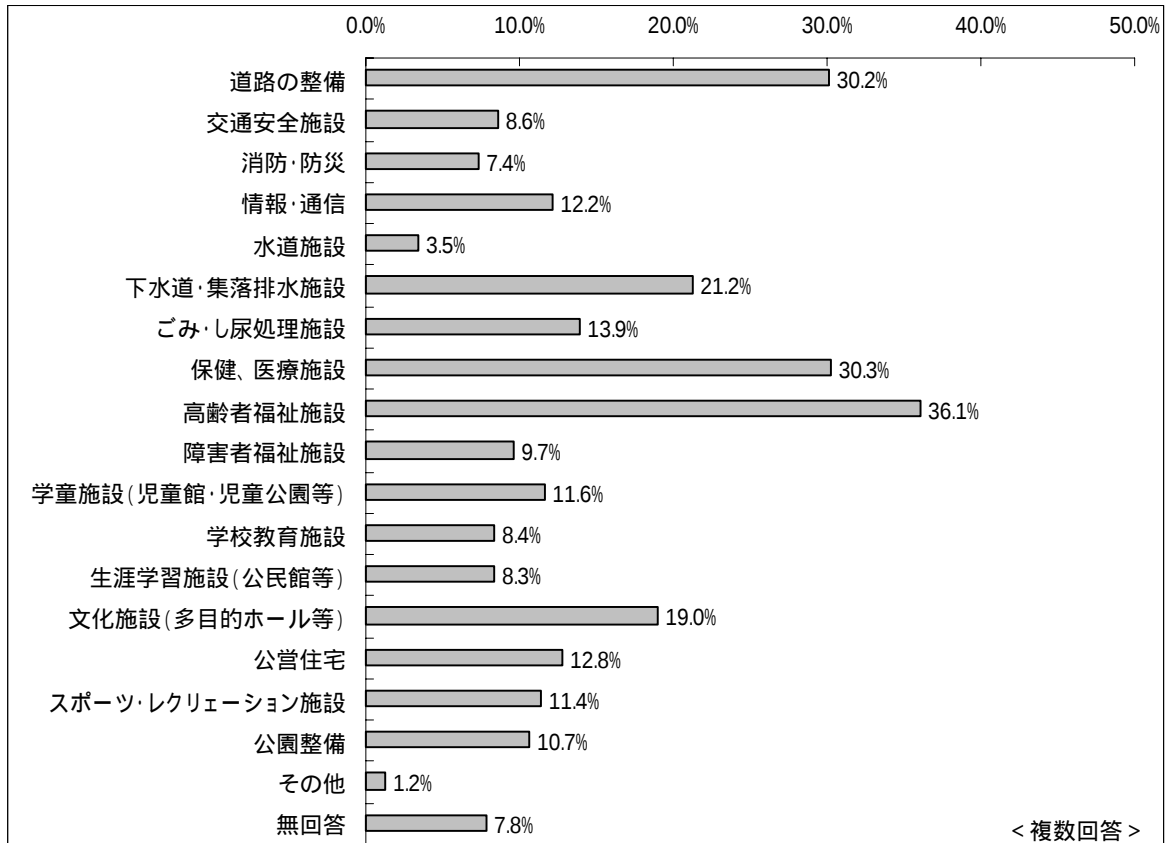
観光交流、物流の増進のためにも、阿蘇地域の中央に位置する新市を拠点にした広域交通体系の整備が必要となります。このため、ＪＲ豊肥本線の電化を推進するとともに、主要駅とのアクセス道路の改善と、バス・自動車と連結するターミナル機能を整え、阿蘇地域の交通体系整備を進めていきます。

【主要事業】

施策名	主要事業
公園・緑地の整備	・公園整備（交流拠点施設）事業
水資源の確保と上水道施設の整備促進	・上水道、簡易水道等の整備推進
下水道・排水施設整備	・下水道の整備推進
住環境の整備	・公営住宅及び住宅環境整備事業
消防・防災・防犯	・防災基盤整備事業（防災行政無線・消防機器・消防水利等） ・防犯環境の整備
交通安全の確保と道路環境の整備	・市道(旧町村道)の改良整備及び県道改良の推進 ・幹線道路の整備 ・中九州横断道路（地域高規格道路）及び国道 57 号の 4 車線化整備促進 ・ＪＲ豊肥本線の電化促進 ・橋梁の改修及び維持事業(新設及び老朽化に伴う改修等) ・地籍調査事業の推進 ・交通安全及び道路危険箇所等の整備

●住民アンケートより —生活環境—

生活環境の充実に向け、今後力を入れて欲しいと望む内容として上位に挙げたのは、「高齢者福祉施設」、「保健・医療施設」、「道路の整備」でした。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) —生活環境—

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ○ 電線の地中化 | ○ 公共料金の維持または値下げ |
| ○ 国道 5 7 号の渋滞解消 | ○ ゴミの不法投棄対策 |
| ○ 県道の改修等道路整備 | ○ ゴミ対策の強化 |
| ○ 公共交通網の整備 | ○ 高速通信網の整備促進 |
| ○ J R 豊肥本線の増便 | ○ 宅地造成や、公営住宅整備などの住環境充実 |
| ○ 国道 5 7 号から小嵐山につながる道路整備 | ○ 下水道・集落排水整備等の促進 |
| ○ 阿蘇神社周辺における水を活かした公園整備 | ○ 子供が安全に遊べる公園や施設の整備 |
| ○ 町並みに植樹するなど町全体の公園化 | ○ 高規格道路の整備 |
| ○ 公園整備 | ○ 防災通信網の整備 |
| ○ 国立公園の活用 | ○ 集落内生活道路の整備 |
| | ○ J R 駅周辺整備 |

6．個性あふれる生涯学習都市づくり

個性にあふれ、健全で豊かな人材の育成に向けて、地域に密着した教育とスポーツの振興を図ります。また、生涯にわたって誰もが学習でき、地域の歴史や文化を大切にしたい誇りあるふるさとづくりを進めます。

(1) 学校教育環境の充実

教育内容の充実と施設設備の充実

一人ひとりの個性と能力を伸ばすとともに、心身ともに健やかで豊かな心を持つ教育を重視し、基礎学力の充実と、地域と学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進します。

また、学校教育施設の整備充実を図り、教育内容に対応した設備等の充実を推進します。

総合学習の推進

国際化、情報化、環境、福祉、地域社会など幅広い視点からの横断的、総合的な学習を増やし、時代に対応する人材育成のための教育活動を推進します。

指導体制の充実

教職員の資質向上や地域人材の活用を図り、教育内容の多様化に対応できる体制づくりを進めます。

(2) 社会教育・体育の充実

青少年健全育成活動の推進

学校・家庭・地域・職場などの連携により、青少年の健全育成活動を推進します。文化・スポーツ・交流活動や各種ボランティア活動等を通して青少年の自主的活動や社会参加活動を促進します。有害な出版物や映像など青少年に悪影響を与える環境の浄化を図ります。

人権教育の推進

家庭・学校・職場・地域などのあらゆる教育・学習の場における人権教育を推進し、一人ひとりの人権が尊重される住み良いまちづくりに努めます。

スポーツ・レクリエーションの振興

すべての住民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるように、スポーツ施設や運動公園等の整備に努めるとともに、活動の普及啓発を図ります。

多様なスポーツ・レクリエーションに関する指導・相談体制を充実し、誰もが参画できる総合型地域スポーツクラブ等の推進を図ります。

(3) 生涯学習・歴史・文化の振興

生涯学習を推進する体制の確立

指導者の養成・確保に努め、多種多様な選択ができるよう施設利用の調整を図り、効率的な事業を推進できる体制を確立します。

生涯学習に関連する施設設備の充実

生涯学習拠点施設や多目的な文化ホール(市民センター)など広域的な利活用を踏まえた複合施設等の整備を図ります。

芸術・歴史・文化活動の推進

住民の芸術・文化に接する機会の確保と郷土の文化資産の保存活用に努め、文化芸能活動の継承の他、幅広い芸術・文化活動の普及を図り、住民の豊かな生活文化の創造を推進します。

郷土の文化芸能のイベントや住民の多彩な文化活動の発信、文化の情報発信拠点となる施設の充実を図ります。

歴史・文化を活かしたまちづくり

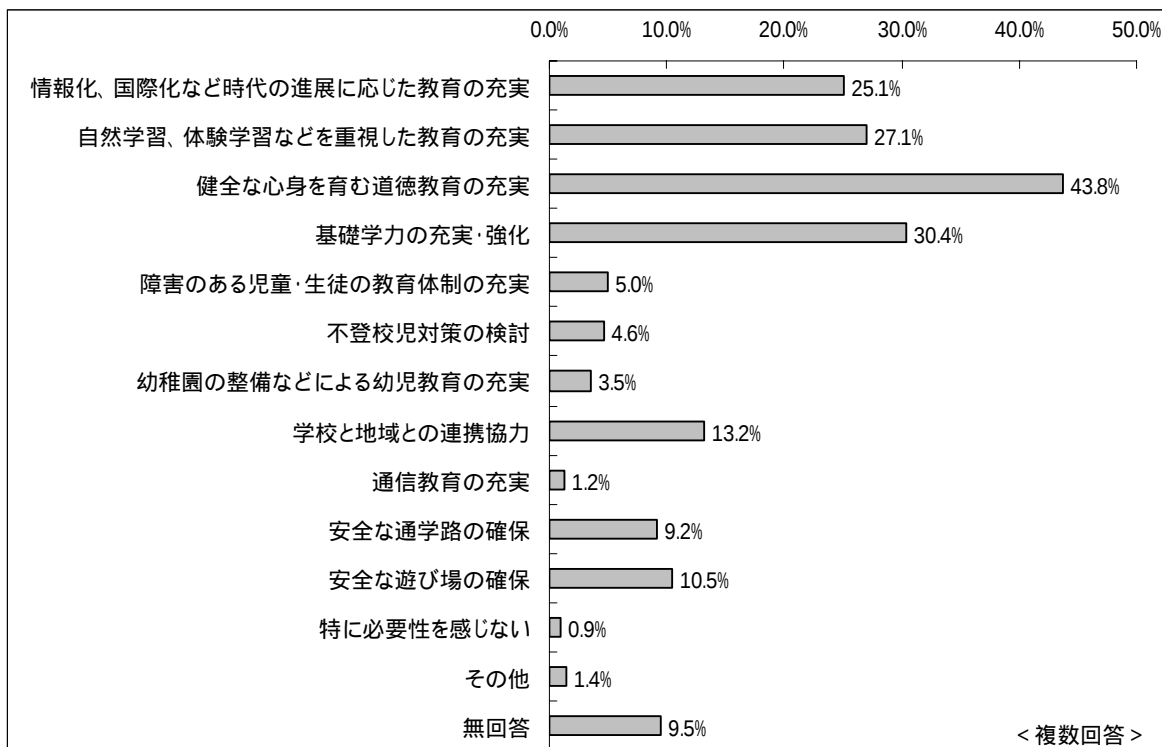
地域の歴史的建造物や伝統芸能などの保存・継承に努め、建造物や遺跡にあってはその保存整備と周辺環境整備を進めます。文化財の調査や歴史資料館の建設など地域の歴史的・文化的環境整備に努め、地域固有のまちづくりを推進します。

【主要事業】

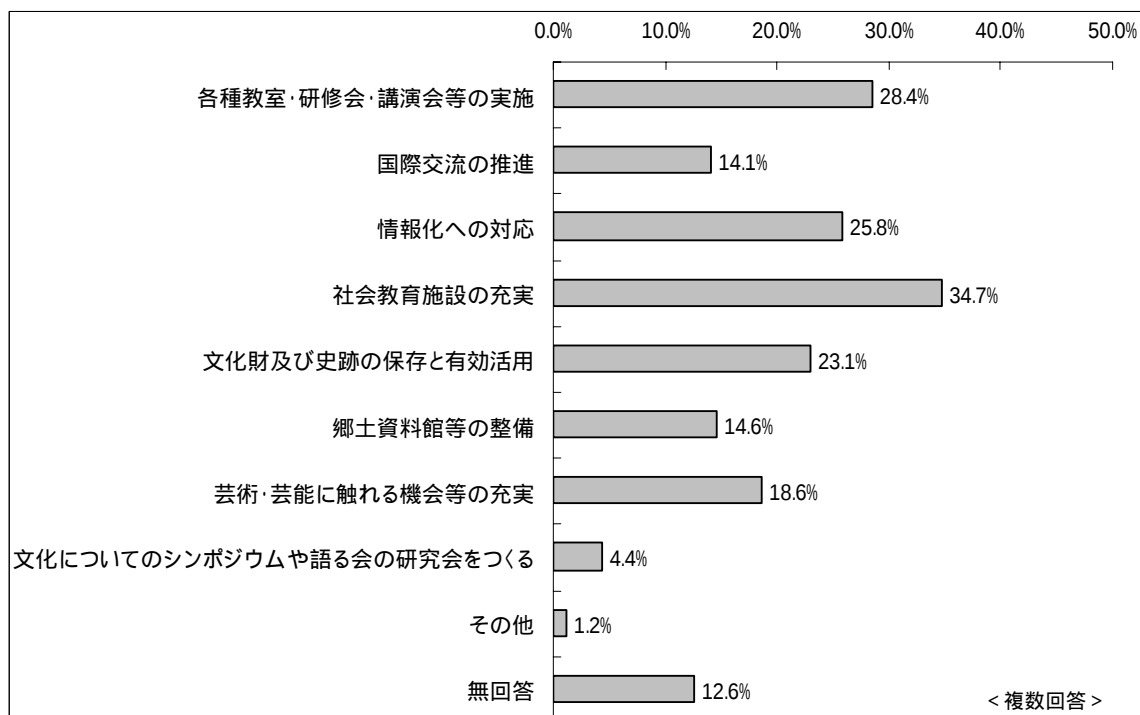
施策名	主要事業
教育内容の充実と施設設備の充実	・ 小学校、中学校の整備及び機能充実（統廃合及び老朽化施設の建替（改修）等） ・ 家庭教育力、地域教育力の充実 ・ 学社融合の推進
総合学習の推進	・ 環境学習の推進（再掲） ・ 家庭教育力、地域教育力の充実（再掲） ・ I T 教育の推進 ・ 学社融合の推進（再掲） ・ 国際交流の推進
青少年健全育成活動の推進	・ 家庭教育力、地域教育力の充実（再掲） ・ 子どもの安全確保の推進 ・ 学社融合の推進（再掲）
人権教育の推進	・ 人権教育
スポーツ・レクリエーションの振興	・ スポーツ施設及び運動公園整備事業 ・ 総合型地域スポーツクラブ育成事業 ・ 生涯スポーツの普及促進
生涯学習を推進する体制の確立	・ 生涯学習講座の推進 ・ 学社融合の推進（再掲） ・ 公民館活動の充実
生涯学習に関連する施設設備の充実	・ 文化ホール（市民センター）の整備 ・ 公民館活動の充実（再掲）
芸術・歴史・文化活動の推進	・ 地域文化資源、歴史遺産等保存活用事業 ・ 公民館活動の充実（再掲）
歴史・文化を活かしたまちづくり	・ 地域文化資源、歴史遺産等保存活用事業（再掲）

●住民アンケートより ―教育・文化・スポーツ―

学校教育の充実を図るにあたって、もっとも多く期待が寄せられたのは、「健全な心身を育む道德教育の充実」でした。次いで「基礎学力の充実・強化」、「自然学習、体験学習などを重視した教育の充実」、「情報化、国際化など時代の進展に応じた教育の充実」が上位に挙がっています。



社会教育・文化活動の充実に期待する内容として上位に挙がったのは、「社会教育施設の充実」、「各種教室・研修会・講演会等の実施」、「情報化への対応」でした。



●地域別ワークショップより(取り組むべき課題) —教育・文化・スポーツ—

教育

- 学校教育施設・設備の充実
- 歴史・文化などの地域と密着した教育の推進
- 小・中学校一貫教育
- 生涯学習の推進
- 先生の指導力向上
- 子供たちの心の教育強化
- 基礎学力・専門的な分野に対する指導強化
- 大学の誘致
- 小・中学校の統廃合への不安
- 保育園（福祉分野）の統廃合への不安
- スクールバスによる送迎
- 農林業等の体験学習の推進
- 文化
- 文化ホールの整備
- 地域の伝統文化の継承とPR
- 文化を通じた交流の促進
- 地域の文化財保護と活用
- 西巖殿寺の再建
- 神楽を中心とした地域づくりの継続

スポーツ

- 優秀な指導者の育成
- スポーツ合宿の誘致
- プロスポーツ大会の誘致と施設整備
- 多種のスポーツを楽しむ社会体育施設の整備
- 新しいスポーツイベントの開催
- 武道館の建設
- 自然を活かしたスポーツ施設の充実
- 地域単位のスポーツ活動の継続
- スポーツ・体育行事を通じた交流の強化
- 全般
- 交流機会の創出
- 施設利用料の維持・軽減

7．住民参加による自立したまちづくりの推進

基本的人権の尊重のもと、情報公開や住民との意見交換の場づくりなど、住民とともに新しいまちづくりを進めていきます。また、地域ごとに住民がともに支え合うまちづくりを進めます。

女性が産業振興や福祉、教育などのあらゆる分野に参画し、男性とともに能力を十分発揮できるように、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めます。

(1) コミュニティ活動の推進

自主的なまちづくり活動の支援

まちづくりの基礎として住民のコミュニティ活動を促し、子ども会、青年団、婦人会、老人クラブなど多様な組織・活動の育成・活発化を図ります。世代を超えた地域における住民の自主的なまちづくり活動への支援を強化します。

住民自治の確立

地域の助け合いの精神と自治の確立を目指して、集落・地区単位での住民同士の交流を深め、老若男女を問わず住民一人ひとりがまちづくりや相互扶助の場に参画できる社会づくりを推進します。

コミュニティ施設の整備

公民館や広場、公園などコミュニティ活動の場となるコミュニティ施設の充実を図ります。また、学校や公共施設の積極的な地域への開放と多面的利用を促進します。

(2) 住民と行政の協働によるまちづくり

情報公開の推進

行政運営の透明性を確保し、住民の行政への参加を促すため情報公開を推進します。また、電算処理における取り扱いの適正化と個人情報の開示の規定の整備など、個人情報の保護対策を強化します。

情報ネットワークの整備

インターネットの導入をはじめとする情報アクセス手段の整備充実を促進し、地域情報のネットワークを拡充します。

住民参画によるまちづくりの推進

住民のまちづくり意識の高揚を促すため、広報・広聴活動の充実を図りつつ、まちづくりのあらゆる場への住民参画を促進し、地域・住民・企業と行政が一体となり、協働してまちづくりを進める社会を築いていきます。

地域審議会の設置

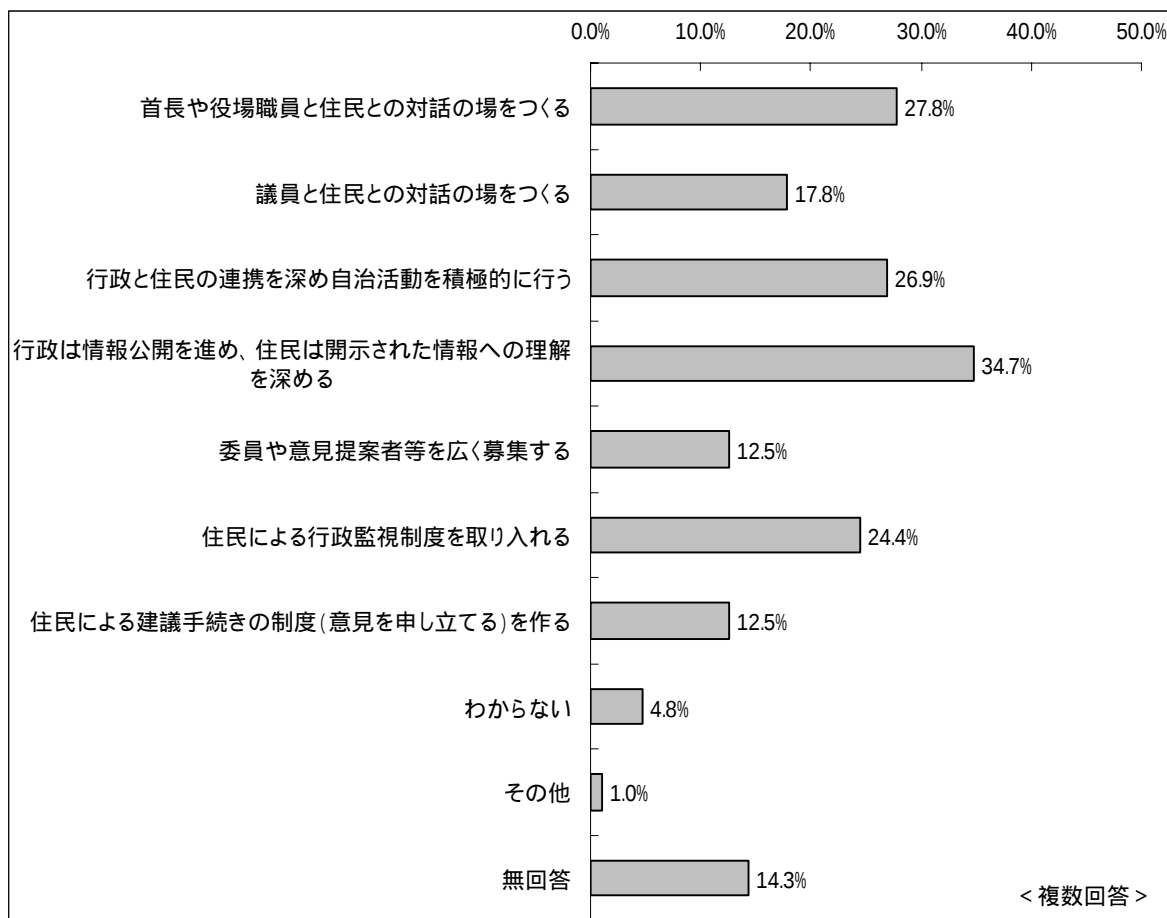
新市発足後の１０年間にわたり、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを行うために、地域に影響が大きい事業など、地域に関する事項について新市の市長の諮問に応じて、または、必要に応じて意見を述べる地域審議会を設置します。

【主要事業】

施策名	主要事業
自主的なまちづくり活動の支援	・コミュニティリーダーの育成 ・コミュニティ団体の育成 ・地域振興及びまちづくり推進のための基金の創出
住民自治の確立	・コミュニティリーダーの育成（再掲） ・コミュニティ団体の育成（再掲） ・男女共同参画によるまちづくりの推進
コミュニティ施設の整備	・公共施設の有効利用

● 住民アンケートより ―住民参画によるまちづくり―

住民参画によるまちづくりを進めるにあたり、行政と住民がより一層連携できる方策として最も期待が高かったのは「行政は情報公開を進め、住民は開示された情報への理解を深める」でした。次いで「首長や役場職員と住民との対話の場をつくる」、「行政と住民の連携を深め自治活動を積極的に行う」、「住民による行政監視制度を取り入れる」が上位に挙がりました。



第5章 重点プロジェクト

新市は阿蘇地域の中心に位置するとともに、阿蘇地域の行政・経済の中核機能を担う地域です。このため、以下に挙げる重点プロジェクトは、新市の将来を建設するにあたり、いずれも新市にとって重要なプロジェクトであることと同時に、阿蘇地域全体の経済及び観光・文化等の振興に必要となるプロジェクトでもあります。

とりわけ、観光は 21 世紀の牽引する産業であることから、新市が将来像として掲げる「国際環境観光都市」の実現は、単に今後 10 年間の目標にとどまることなく、長期の展望のもとで一步ずつ着実に進めて、真に世界に誇れる第 1 級の観光資源を有する観光都市としての地位を確立しようとするものです。

住民生活に密着した生活基盤や道路、コミュニティ施設、農林畜産業の生産基盤等の整備を着実に実施するとともに、阿蘇地域全体の振興を図る観点から新市では、住民をはじめ、国・県及び関係機関とのパートナーシップのもとで、主体的に、この重点プロジェクトの実現に向けて進めていきます。

(1) 阿蘇地域玄関口の拠点整備

阿蘇地域は、世界最大級のカルデラである国際的な自然資源を有し、年間 1,900 万人を超える観光客が訪れる県下最大の観光地です。観光を 21 世紀を牽引する産業として位置づけ我が国が観光立国を目指そうとする今日、阿蘇地域は今後、我が国の国際的な観光地のモデルとして発展していくことが強く望まれます。

阿蘇地域の中央に位置する新市は、新市の将来像を「国際環境観光都市」と掲げ、阿蘇地域はもとより熊本県の観光産業を牽引する、真に国際的な観光地を築いていくことを目指します。

このため、新市の将来を見据えた重点プロジェクトとしては、阿蘇地域の視点から、新市の波野・小園地域一帯を阿蘇地域の東部玄関口、新市の永水地区等一帯を阿蘇地域の西部玄関口として位置づけ、居住環境整備並びに地域振興、観光交流及び情報発信の拠点整備を図ります。

また、阿蘇地域の入り口として、新市では隣接する南阿蘇村との連携協力を図り、阿蘇地域全体の地域振興を推進します。

(2) 阿蘇地域交通拠点及びネットワークの整備

阿蘇地域全体の交通体系及び情報通信機能を高めるためには、阿蘇地域の中心に位置する新市の交通及び情報の拠点整備を進め、地域全体をネットワーク化していくことが求められます。

このため、中九州を横断する国道 57 号の 4 車線化及び J R 豊肥本線の電化と今後予定される地域高規格道路である中九州横断道路は、市域はもとより熊本―大分を結ぶ交通の大動脈であり、これらの早期実現を目指します。また、市域を縦貫する国道 212 号及び国道 265 号は、北は福岡・大分方面、南は宮崎方面へ通ずる九州脊梁を縦貫する骨格道路であり、これらの道路交通の改善、また、国道 57 号のバイパス的機能を兼ね備えた広域幹線道路の整備を推進します。このような東西及び南北の幹線道路と鉄道及びバス路線等を軸として、市域の主要な駅の交通ターミナル機能を高め、阿蘇地域の交通ネットワークの拠点整備を推進します。

また、情報通信機能については、市域の行政サービスの他、阿蘇地域全体の観光情報、交通情報や危機管理など多様な活用が求められます。このため、光ファイバーやインターネット等の情報通信整備を進め、まず市域の主要な公共施設等においてネットワーク化を図り、阿蘇地域全体の主要施設とアクセスできる阿蘇地域情報通信ネットワークの整備を推進します。

(3) 多目的交流拠点(国際環境文化ホール(仮称))の建設推進

新市及び阿蘇地域全体の経済・文化活動を一層活性化するため、新市内及び新市と国内外との交流拠点であると同時に、新市が目指す「豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市」の確立に向け、新市が誇る世界最大級のカルデラ、神代の昔から受け継ぐ歴史・文化や自然環境と調和した暮らしをモチーフとして、世界の火山観光地、自然環境を資源とする観光地、環境と歴史、文化、芸術等を保全・継承する観光都市等における取り組み等、世界の最先端の情報を総合的に収集・発信する拠点の整備を推進します。

(4) 救急医療・防災施設機能の充実

平成 12 年国勢調査による新市の老年人口(65 歳以上)割合は、約 27% で県平均の約 21% を大きく上回っており、高齢化が進行する中、健康で安心して暮らせるまちへの希求は大きくなるばかりです。このため新市では、救急医療及び地域医療、小児救急医療等を充実するため救急総合病院の建設を目指します。

また、安全な暮らしに直結する防災機能を高めるために、施設・設備等の充実強化を目指します。

(5) 農産物等総合供給基地の整備推進

新市の産業経済を振興するにあたり、新市の基幹産業である農林畜産業の高付加価値化を図ります。農林畜産業によって生産される農産物等を、市域内で加工し、次に流通・販売のサービス産業につなげることで、生産物の付加価値を上げ、この産業連関に関わる加工・製造業や物流サービス業を育て、地域の雇用と経済活性化を図ります。

このため、新市では、阿蘇地域交通体系の拠点となる新市において、阿蘇地域で産出される農林畜産物を集荷し、食品加工、食肉センター等、農産物の加工・製造品を出荷する、総合供給基地の整備を推進します。

第6章 新市における県事業の推進

熊本県は、すべての県政運営の基礎・基本となるユニバーサルデザインやパートナーシップの理念の定着を図るとともに、「だれもが暮らしやすく豊かなくまもと」の実現を目指して具体的な取り組みを推進しています。

また、平成12年6月に策定した熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」においては市町村が行う合併の検討について、「21世紀への挑戦プロジェクト」等に位置づけ、積極的に支援しているところです。

さらに、地域編において、阿蘇地域の発展方向を、「神々の郷づくり～悠久の自然と文化が生きる自立した地域の確立～」としています。

これまで地域戦略として推進してきた「国際高原リゾート基地整備」を継承し、雄大な自然環境を保全しながら、阿蘇の持つ地形や気候などの特性を活かした産業や産物、あるいは、そこに住む人々の暮らしや歴史、生活文化といった地域の資源を、豊かで安心できる地域社会づくりに活かすと同時に、阿蘇の魅力として全国的な広がり結びつけていくこととしています。

このため、地域の固有の文化を見つめ直し「神々の郷」をテーマに、豊かな自然にはぐくまれた地域や文化が人々の心のよりどころとなっていくよう、阿蘇地域が一体となった取り組みを進めています。

1. 特色を活かした活力ある地域産業づくり

自立型地域社会の実現に向けて、基幹産業である農林業を中心に地域産業の活性化や内発型の起業化に取り組んでいます。

(1) 阿蘇21農業・農村づくり

阿蘇の高冷地としての冷涼な気候を活かし、確実に収益に結びつく農業施策に取り組むとともに、人々の健康と自然環境の保全に配慮した、安全・安心な農作物づくりや高齢者の生きがいとなる農業に取り組んでいます。

また、管内の住民をはじめ、阿蘇を訪れる観光客に対して、阿蘇で生産された安全・安心で新鮮な農林産品を供給し消費してもらう地産地消運動を推進しています。

(2) 豊かな森林資源の活用と保全

県内でも有数の森林資源について木材資源として、今後、さらに収益性の高い林

業経営を推進すると同時に、水源涵養など環境資源という観点から森林の保全に取り組んでいます。

また、木材製品の高品質化を図るための体制づくりを進め、木材資源の積極的活用を推進しています。

2．地域資源を活かした観光地づくり

阿蘇の雄大な自然や温泉などの観光素材とともに、森林、水源などの自然的素材や神話や歴史などの文化的素材、また、地域の産物や食文化などとのふれあいの場づくりを進め、農業と観光の融合を図りながら、豊かさや健康を感じられるような観光地づくりに取り組んでいます。また、地域の基盤となる観光道路などの整備を図っています。

(1) 自然・歴史に包まれた神々の郷づくり

阿蘇の自然、歴史、文化、産業、人といった資源に着目し、これらの素材を組み合わせることによって、新たな交流拠点づくりを推進し、阿蘇ツーリズムの展開を図れる、新しい滞在型観光の提供に取り組んでいます。

(2) 交通基盤づくり

阿蘇地域における観光ポテンシャルの向上を図るために、これまでの生活・産業面の機能に加え、渋滞ボトルネック解消や公共交通機関及び道路の整備など「観光」を視点とした交通基盤の整備に取り組んでいます。

3．安全・安心な地域社会づくり

少子高齢社会を迎えた中で、保健・医療・福祉の充実を図り、地域住民相互の支え合い活動や、よりよい地域環境の保全活動を進めています。

また、県総合計画に掲げる「災害に強い安全な県土づくり」と「犯罪のない平穏な社会づくり」を進め、総合的な危機管理体制を構築して、安全で安心な地域づくりに取り組んでいます。

(1) 住民一人ひとりが輝く元気な阿蘇づくり

住民誰もが、幸せに、すこやかな生活を送れるよう、地域住民のふれあい、支え合い、ボランティアの輪が広がる「阿蘇やまびこネットワーク」を推進するなど、住民総参加の地域づくりの展開に取り組んでいます。

(2) 環境や景観に配慮した地域社会づくり

河川の源流や水源などの自然環境、雄大なカルデラや草原などの景観の保全に努めるとともに、有明海域への環境負荷の抑制、水産資源回復にもつながるよう、自然環境や景観に配慮した地域社会づくりに取り組んでいます。

(3) 火山地帯としての防災の推進

火山地域と生活地域が共存し、火山噴出物堆積の土石流災害や、崖地、地滑りなどの危険性の高い地域として、地域防災体制の整備に取り組んでいます。

(4) 交通・道路環境の整備

安全・快適・円滑な生活空間づくりのために、交通・道路環境の整備に取り組んでいます。

第7章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないようこれまでの実情を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とします。

なお、本庁及び支所（新設及び改修）については、市民の利便性を考慮し、新市における行政サービスの充実を図るため必要な機能の整備を行います。

第8章 財政計画

【歳入】

単位：千円

	平成13年度 決算統計	平成14年度 決算統計	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	2,600,289	2,586,637	2,463,248	2,450,930	2,426,419	2,420,351	2,414,299	2,402,226	2,396,220	2,390,227
地方譲与税	246,401	247,879	241,700	241,700	238,600	238,600	234,600	234,600	233,200	232,700
利子割交付金	117,975	30,965	21,160	20,900	20,200	20,200	19,150	19,150	18,650	18,600
ゴルフ場利用税交付金	74,540	76,478	75,200	75,200	75,000	75,000	74,700	74,700	74,500	74,500
地方特例交付金	73,991	75,790	70,100	70,050	69,150	69,150	68,600	68,300	67,900	67,570
地方消費税交付金	283,812	246,782	233,000	233,000	231,350	231,350	230,750	230,700	229,700	229,700
自動車取得税交付金	99,714	81,182	76,000	75,300	74,900	74,500	74,000	73,700	73,200	72,500
地方交付税	6,351,663	5,818,521	5,291,369	5,116,129	4,971,072	4,880,441	4,865,951	4,829,930	4,858,818	4,852,491
(うち普通交付税)	5,752,087	5,242,139	4,697,971	4,528,665	4,389,483	4,310,484	4,313,093	4,293,658	4,343,997	4,363,412
(うち特別交付税)	599,576	576,382	593,398	587,464	581,589	569,957	552,858	536,272	514,821	489,079
交通安全対策特別交付金	6,403	6,209	5,900	5,780	5,730	5,700	5,700	5,570	5,540	5,520
分担金及び負担金	220,855	223,370	138,623	138,623	137,235	137,235	135,861	135,861	134,501	134,501
使用料及び手数料	333,975	327,182	323,910	323,910	320,670	320,670	317,463	317,463	314,288	314,288
国庫支出金	920,734	951,424	804,599	880,027	659,488	672,677	679,469	697,230	693,284	706,920
県支出金	1,124,983	1,150,340	1,352,034	1,275,819	1,154,491	1,039,041	987,088	977,217	957,672	938,518
財産収入	59,179	61,074	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	50,000	50,000
寄 附 金	8,810	4,112	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繰 入 金	260,408	536,416	0	0	0	0	0	20,000	130,000	220,000
繰 越 金	732,623	614,329	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	359,618	316,649	390,925	310,087	306,985	303,914	300,873	297,863	294,883	291,932
地 方 債	1,305,100	1,895,381	2,200,000	2,900,000	3,200,000	2,800,000	2,500,000	1,900,000	1,650,000	1,550,000
歳入合計	15,181,073	15,250,720	13,748,768	14,178,455	13,952,290	13,349,829	12,969,504	12,345,510	12,183,356	12,150,967

【歳 出】

単位：千円

	平成13年度 決算統計	平成14年度 決算統計		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,410,140	3,154,432		3,133,790	3,143,323	3,112,591	2,958,991	2,877,783	2,775,639	2,648,431	2,601,906
(うち議員報酬・4役報酬)	272,449	272,449		224,449	224,449	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	160,000
(うち職員給)	2,134,744	2,021,865		2,001,223	2,010,753	1,980,021	1,826,421	1,745,213	1,643,069	1,515,861	1,469,336
扶 助 費	806,219	863,772		1,122,903	1,145,361	1,168,268	1,191,633	1,215,465	1,239,774	1,264,569	1,289,860
公 債 費	2,020,917	2,109,160		1,823,212	1,813,409	1,742,825	1,632,519	1,682,853	1,852,222	2,066,345	2,320,427
義務的経費計	6,237,276	6,127,364		6,079,905	6,102,093	6,023,684	5,783,143	5,776,101	5,867,635	5,979,345	6,212,193
物 件 費	1,690,297	1,650,548		1,570,880	1,531,608	1,485,659	1,455,945	1,426,826	1,398,289	1,363,331	1,329,247
維持補修費	79,175	58,458		60,000	63,000	66,150	69,400	72,800	76,400	80,000	82,000
補助費等	2,135,158	2,192,951		1,779,698	1,779,698	1,779,698	1,779,698	1,779,698	1,744,104	1,709,221	1,675,036
繰 出 金	1,153,896	1,257,498		1,317,591	1,343,942	1,370,820	1,398,236	1,426,200	1,454,724	1,483,818	1,513,494
積 立 金	251,988	31,179		550,000	340,000	220,000	250,000	20,000	0	0	0
投資及び出資金貸付金	153,288	128,183		71,700	61,100	27,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
普通建設事業費	2,327,874	2,926,430		2,268,994	2,907,014	2,929,179	2,561,307	2,415,779	1,752,258	1,515,541	1,286,897
災害復旧事業費	537,792	204,958		50,000	50,000	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
歳出合計	14,566,744	14,577,569		13,748,768	14,178,455	13,952,290	13,349,829	12,969,504	12,345,510	12,183,356	12,150,967